

岩舟町 次世代育成支援行動計画

(平成 22 年度 ~ 平成 26 年度)



平成 22 年 3 月

岩 舟 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	5
第2章 岩舟町の現状	7
1. 人口の推移.....	9
2. 子育て家庭の状況.....	15
3. 子どもの実態.....	16
4. ニーズ調査の概要.....	19
第3章 基本的な考え方	27
1. 基本理念.....	29
2. 基本的視点.....	29
3. 基本目標.....	30
4. 計画の体系.....	32
5. 目標事業量.....	34
第4章 施策の展開	35
基本目標1 地域における子育て支援.....	37
(1) 保育サービス等の充実.....	37
(2) 子育てを支える地域づくり.....	40
(3) 子どもの人権尊重の推進.....	44
基本目標2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進.....	45
(1) 子どもと親の健康の増進.....	45
(2) 思春期保健対策の充実.....	48
(3) 医療等の充実.....	50
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	51
(1) 次代の親を育む教育の充実.....	51
(2) 家庭と地域の教育力の向上.....	54
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	58
(1) 良質な子育て環境づくり.....	58
基本目標5 仕事と家庭生活との両立の推進.....	60
(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備.....	60

基本目標 6 子ども等の安全の確保.....	62
(1) 子どもの安全の確保.....	62
基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進.....	64
(1) きめ細やかな取り組みの推進.....	64
第5章 計画の推進体制.....	69
第6章 資料編.....	73

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

国は、少子化の進行に歯止めをかけ、次代を担う子どもを育成する家庭の支援と子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法⁽¹⁾」を制定しました。

この法律に基づき、岩舟町では、子育てを子どもの立場で行なうことや家庭の子育てを一層支援するためのまちづくりを目指した「岩舟町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を平成17年3月に策定し、子育て支援にかかる各施策を推進しています。

こうした取り組みが全国的に行なわれているものの、平成17年には国の総人口が初めて減少し、合計特殊出生率⁽²⁾も1.26と過去最低となりました。

このようなことから、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、国の少子化社会対策会議において、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にする」観点から「新しい少子化対策について」が決定されました。

さらに、平成19年11月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていくことが必要とされました。

岩舟町では、平成17年に「岩舟町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、今回、施策の内容の見直しを行い、前期計画の成果を踏まえつつ「岩舟町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定いたします。

1：次世代育成支援対策推進法とは・平成27年3月までの時限立法で、市町村の他、都道府県や一般事業主、特定事業主も行動計画の策定が義務づけられています。

2：合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画策定の義務付け

「次世代育成支援行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画です。

(2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

計画期間は5年（5年ごとの見直し）であり、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価（政策評価）とその結果の公表が求められています。

(3) 児童育成計画を包含する行動計画

次世代育成支援行動計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として、児童育成計画の内容を包含する計画として位置づけられる。本町においては、平成17年3月に「岩舟町次世代育成支援行動計画」を策定し、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行います。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組みを促進するために制定されました。

平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間の前期計画とし、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画とする2期10年間の計画期間とします。この計画は目標年度を平成26年度とする後期計画となります。

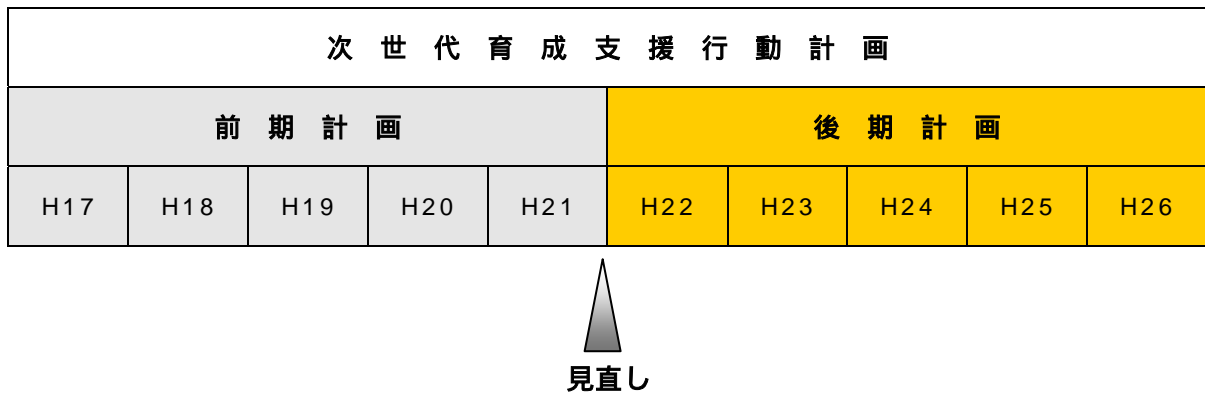


図 次世代育成支援行動計画



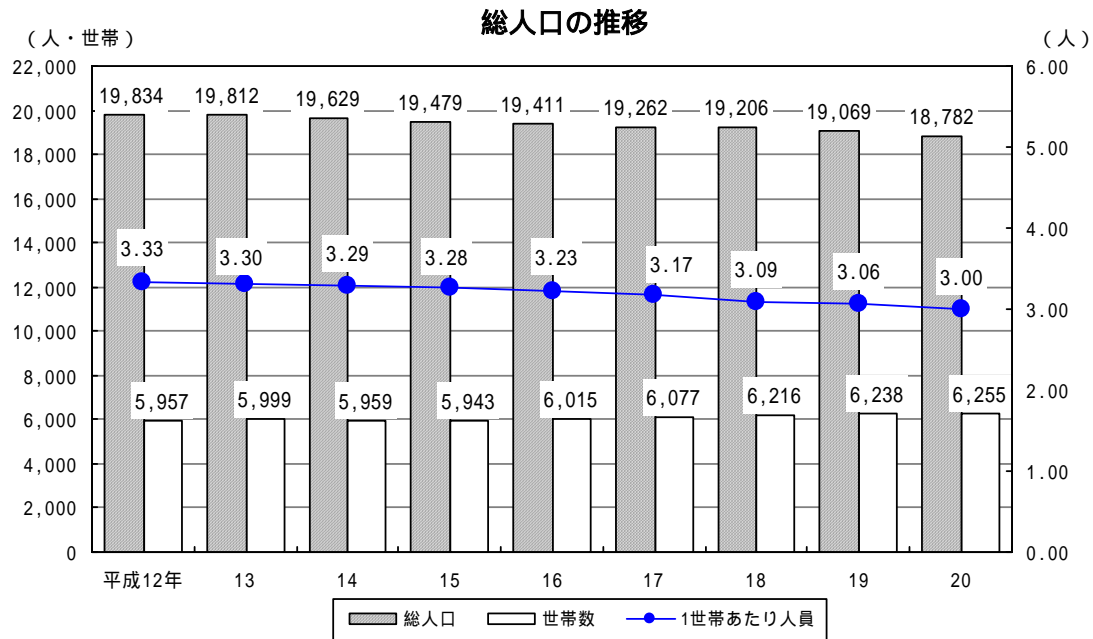
第2章 岩舟町の現状

1. 人口の推移

(1) 総人口と年齢3区分人口構成の推移

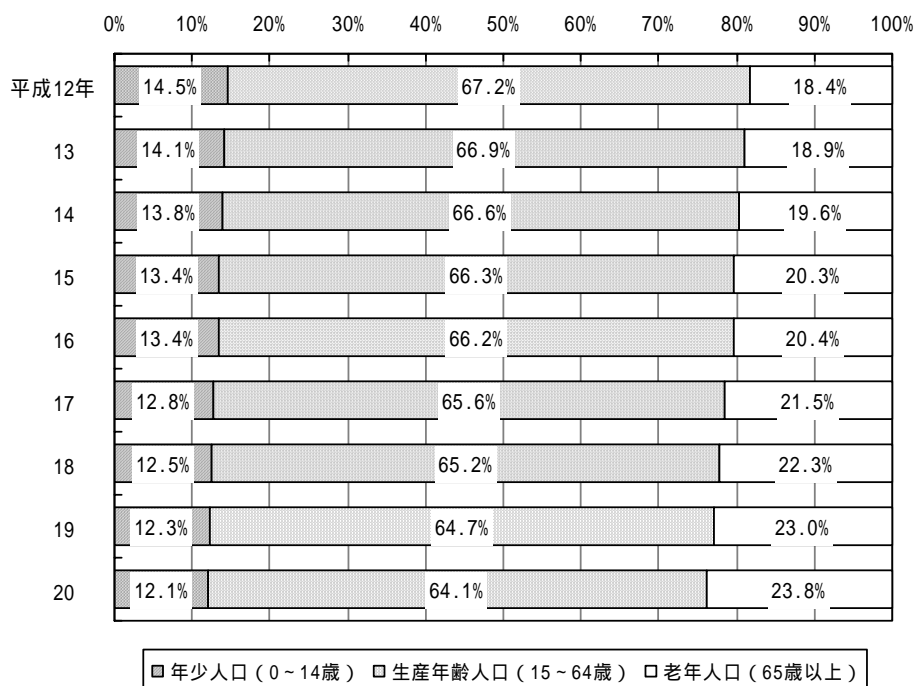
岩舟町の総人口の推移をみると、平成12年以降減少し、平成20年には18,782人となっています。また、世帯数の推移は平成16年以降増加していることがうかがえますが、1世帯あたりの人員は減少し、平成20年は3.00人で、平成12年から0.33人の減少となっています。

年齢3区分人口構成をみると、年少人口の割合が年々減少し平成20年は12.1%で、一方、老年人口割合が増加し、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

年齢3区分人口構成の推移

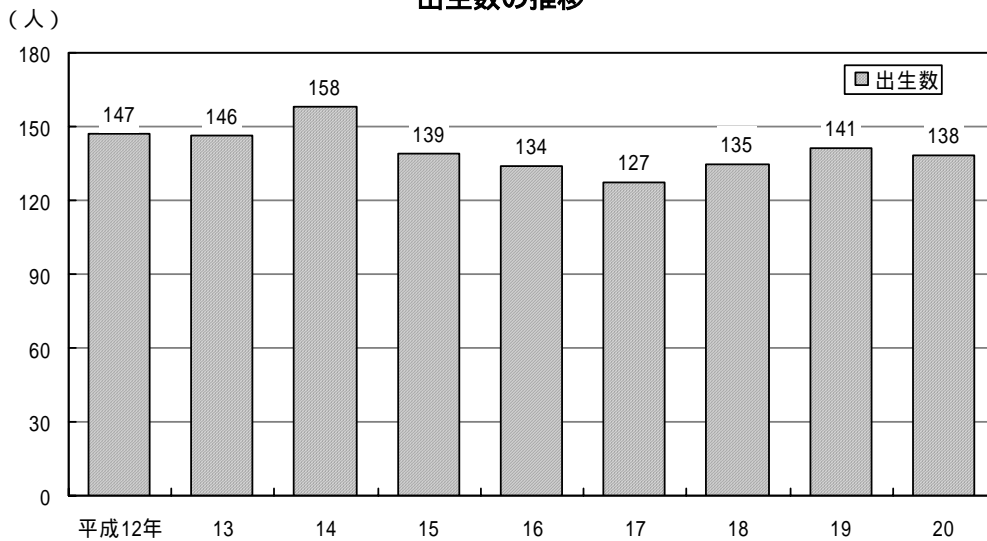


(2) 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数の推移をみると、平成14年から平成17年にかけて減少しましたが、平成18年以降は増加し、平成20年は138人となっています。

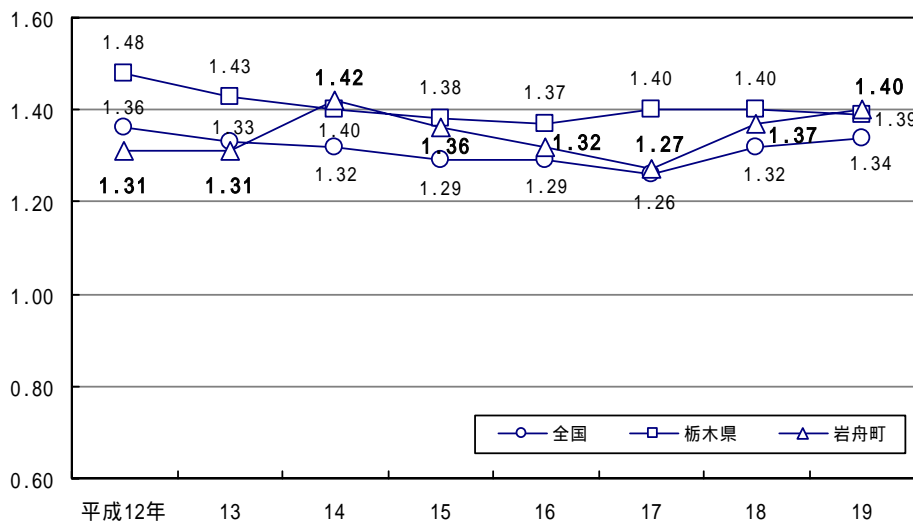
また、合計特殊出生率では、増加・減少を繰り返しています。平成19年の合計特殊出生率では1.40と国や県よりも若干高くなっています。

出生数の推移



資料：保健センター

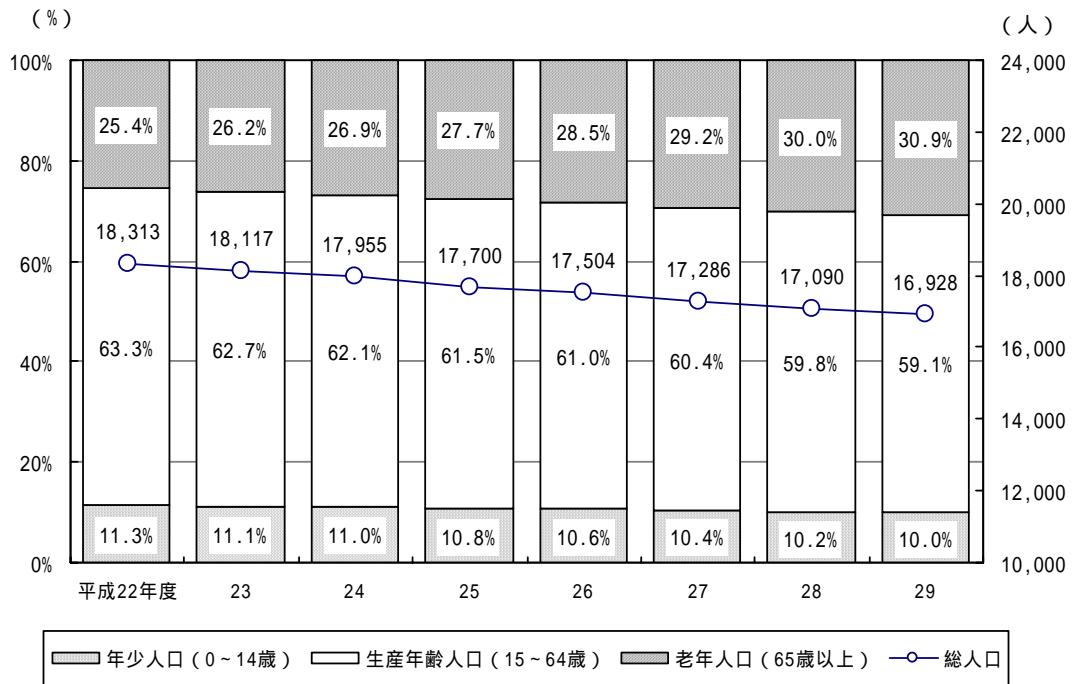
合計特殊出生率



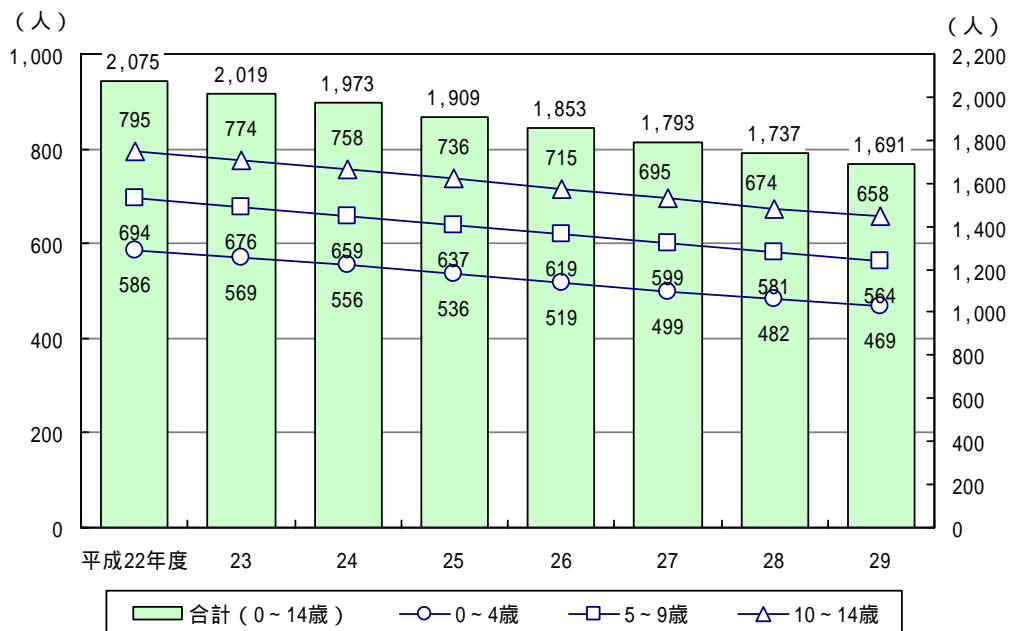
資料：保健センター

(3) 総人口と児童人口の将来推計

岩舟町の人口推計をみると、年々減少の傾向が予想されます。また、年少人口の割合をみると、平成22年から平成26年まで、0.7ポイントの減少が予想され、老年人口の割合は3.1ポイントの増加が予想されます。今後も少子高齢化が進展することが予想されます。



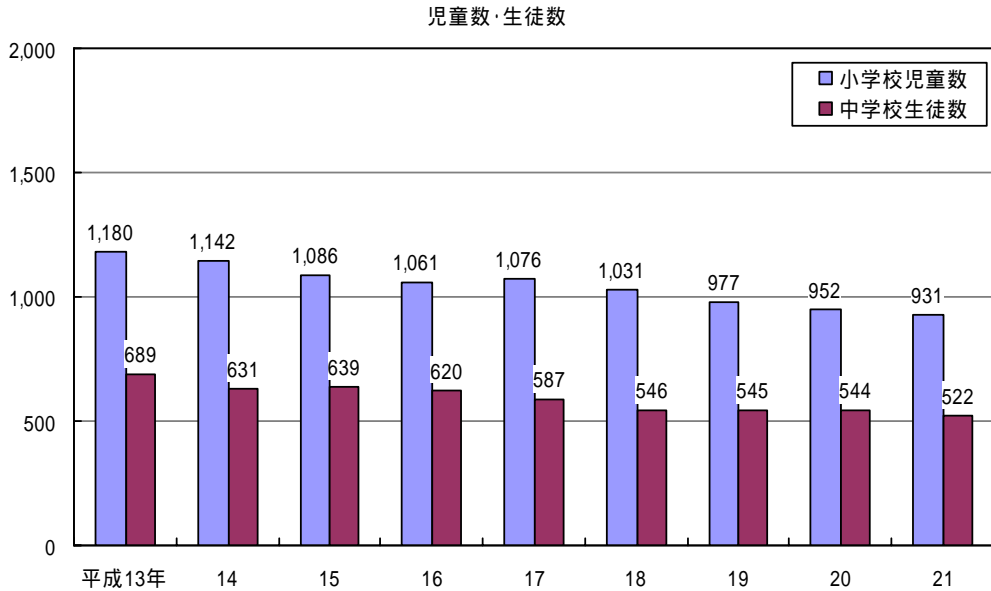
資料：国勢調査からコーホート変化率法により推計



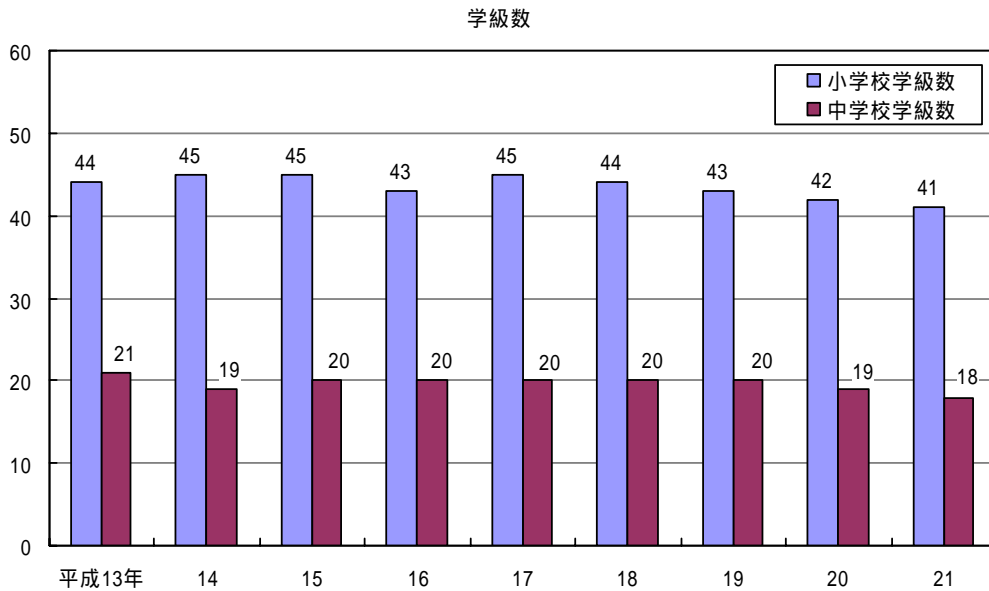
コーホート変化率法とは
 コーホートとは同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0-4歳の子ども人口は、15-49歳女子人口との比率により推計する方法である。

(4) 児童数・生徒数と学級数の推移

児童数、生徒数は年々減少し、平成21年に小学生は931人、中学生は522人となっています。また、学級数では小学校が平成17年以降減少し、平成21年は41学級、中学校では平成19年に20学級から19学級に減少し、平成21年は18学級となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日）

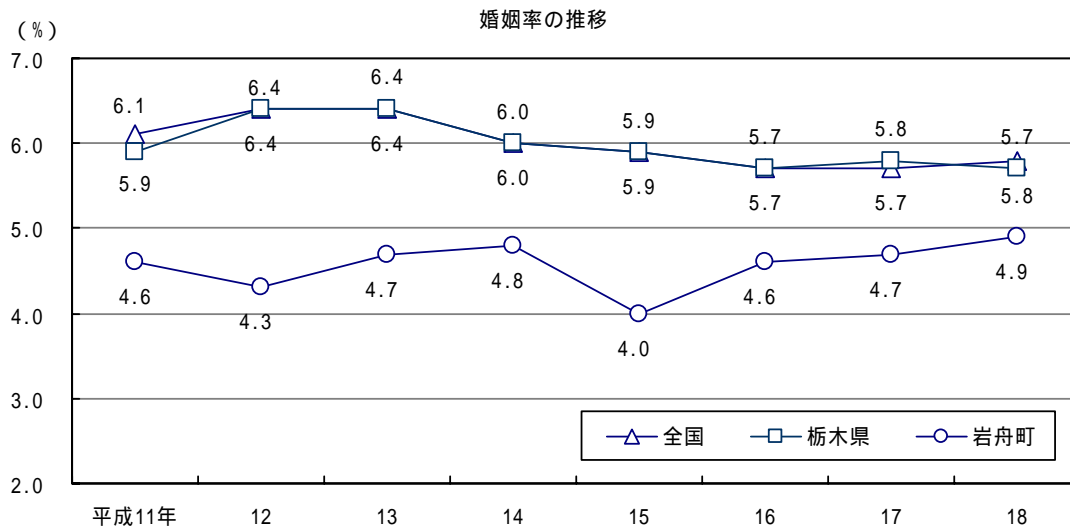


資料：学校基本調査（各年5月1日）

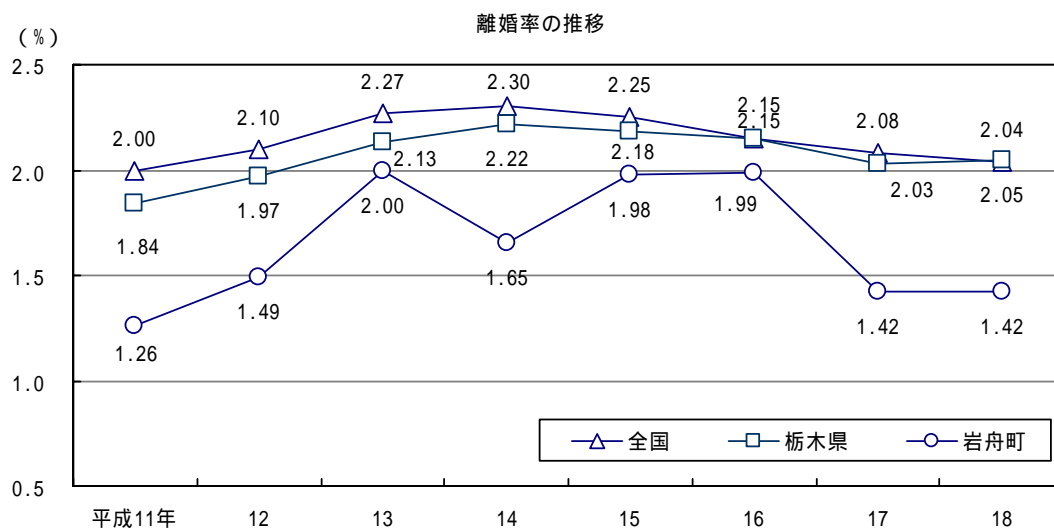
(5) 婚姻率・離婚率の推移

婚姻率をみると、平成15年以降増加し、平成18年に4.9となっています。全国や県と比較した場合は、岩舟町の婚姻率は低いことがうかがえます。

離婚率では、平成13年、平成15、16年に増加がみられましたが、平成16年以降減少し、平成18年は1.42となっています。離婚率の割合が増加することにより、ひとり親家庭が増える傾向でもあります。今後の動向においては、子育て支援サービスの充実がより一層求められることがうかがえます。



資料：栃木県HP

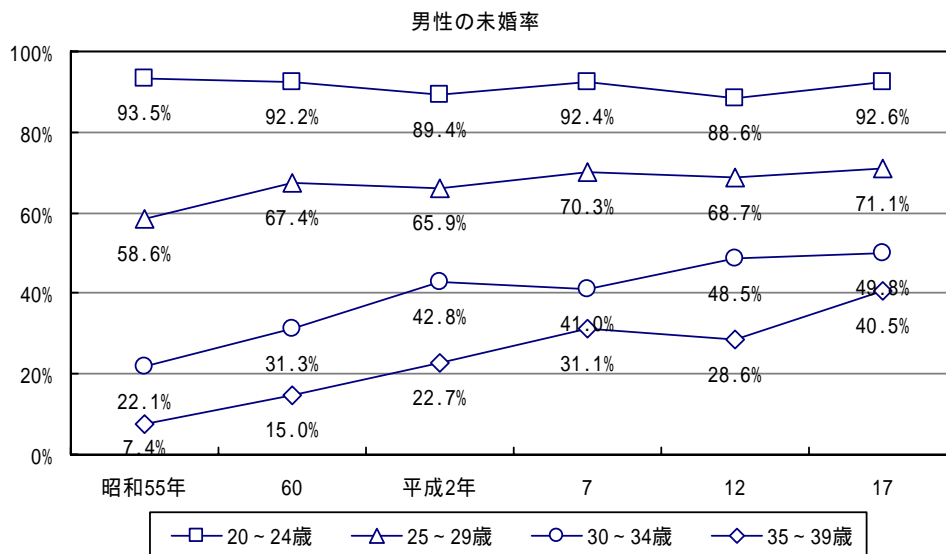


資料：栃木県HP

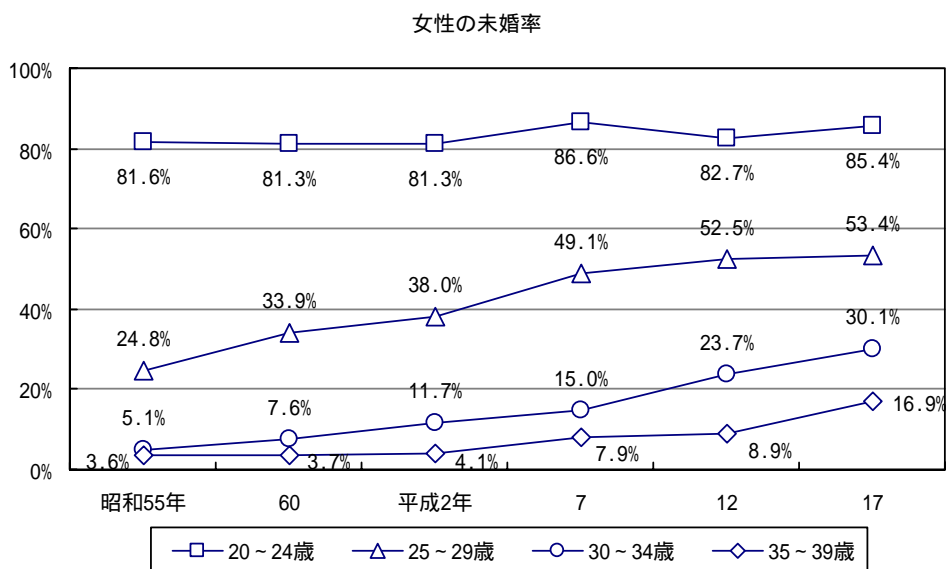
(6) 未婚率の推移

岩舟町の未婚率をみると、男性の未婚率では30～34歳と35～39歳での増加が大きく、30～34歳は昭和55年の22.1%から平成17年では27.7ポイント増加の49.8%、35～39歳は昭和55年の7.4%から平成17年では33.1ポイント増加の40.5%となっています。

女性の未婚率では、25～29歳、30～34歳、35～39歳までの各段階で増加がみられ、昭和55年から平成17年までに25～29歳は28.6ポイント、30～34歳は25ポイント、35～39歳では13.3ポイントの増加となっています。このようなことから、近年では晩婚化や未婚化が進行していることがうかがえます。



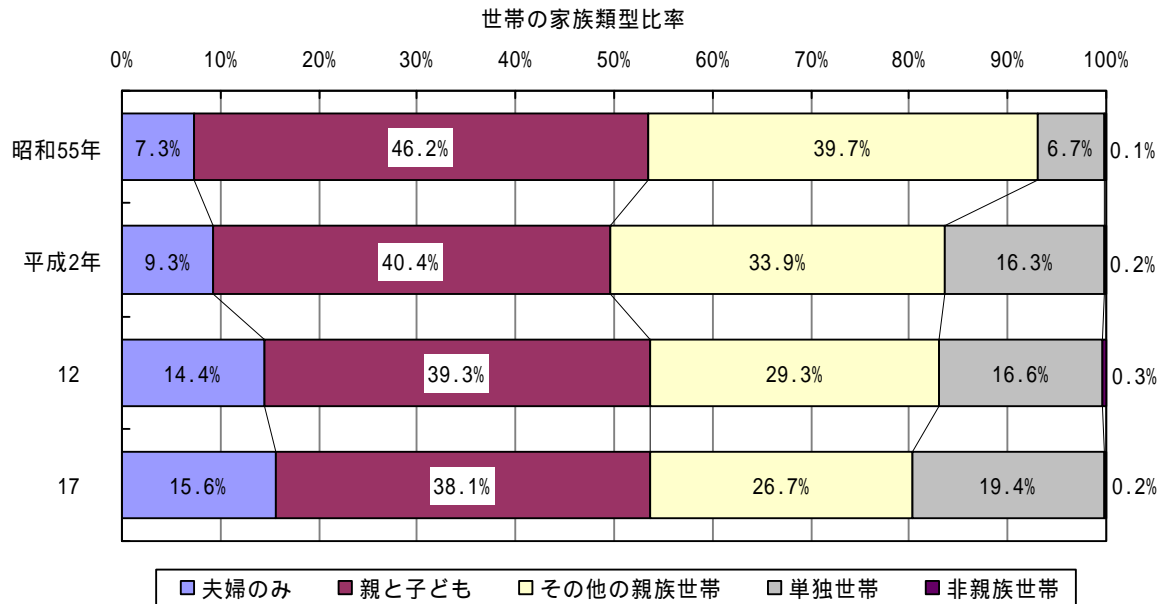
資料：国勢調査



資料：国勢調査

2. 子育て家庭の状況

世帯の家族類型比率の割合をみると、夫婦のみの世帯と単独世帯が、昭和55年以降増加しています。一方、親と子ども世帯が減少し、平成17年は38.1%となっています。親と子どもが同居している世帯の減少から、核家族化が進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査



3. 子どもの実態

(1) 保育所の動向

岩舟町には4つの保育所があり、公立が3施設、私立が1施設となっています。

保育所の入所者数合計は、ほぼ横ばいで、平成21年の入所者合計は192人となっています。保育所によっては、定員数を大きく下回っている施設があることがうかがえます。

保育所の施設概要

名称	公立・私立	開所年	対象年齢	定員	保育時間
静和保育所	公立	昭和41年	6ヶ月から	60名	8時間
岩舟保育所	公立	昭和42年	6ヶ月から	60名	8時間
小野寺北保育所	公立	昭和40年	6ヶ月から	60名	8時間
すみれ保育園	私立	昭和43年	3ヶ月から	60名	8時間

資料：平成21年4月1日現在

保育所別入所者数

名称	H17	H18	H19	H20	H21
静和保育所	46	51	47	46	52
岩舟保育所	55	57	60	58	62
小野寺北保育所	36	32	23	19	16
すみれ保育園	64	56	61	67	62
合計	201	196	191	190	192

資料：福祉行政報告例より（各年3月31日現在）

保育所別年齢別入所者数

名称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
静和保育所	4	7	7	7	9	12	46
岩舟保育所	5	11	12	11	11	12	62
小野寺北保育所	-	-	4	4	4	4	16
すみれ保育園	2	8	12	9	14	15	60
合計	11	26	35	31	38	43	184

資料：福祉行政報告例より（平成21年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

岩舟町には幼稚園が2施設あり、入園者数合計は232人(3～5歳児合計)となっています。各幼稚園ともに本町の入園児数は、定員数の約4割と児童が少ないことがうかがえます。

幼稚園の施設概要

名 称	公立・私立	定員	本町の 入園児数	本町の 入園率	利用者数内訳		
					3歳	4歳	5歳
岩舟幼稚園	私立	315	126	40.0%	43	36	47
しずわでら幼稚園	私立	280	106	37.9%	32	40	34

資料：平成21年5月1日現在

(3) 学童保育の状況

岩舟町には学童保育が4施設あります。学童保育の入所児童数は年々増加し、平成21年の入所児童合計は144人となっています。ニーズ調査において、「今後利用したい意向」の割合が約10%となっていますので、学童保育の利用者が今後も増加することが予想されます。

学童保育

名 称	小学校区
静和学童保育館	静和小学校
岩舟学童保育館	岩舟小学校
小野寺北学童保育館	小野寺北小学校
小野寺南学童保育館	小野寺南小学校

資料：平成21年4月1日現在

施設別入所児童数

名 称	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
静和学童保育館	17	19	16	0	-	-	52
岩舟学童保育館	21	20	16	0	-	-	57
小野寺北学童保育館	4	4	11	4	-	-	23
小野寺南学童保育館	1	5	0	6	-	-	12
合計	43	48	43	10	0	0	144

資料：平成21年4月1日現在

入所児童数の推移

名 称	H17	H18	H19	H20	H21
静和学童保育館	38	40	41	45	52
岩舟学童保育館	41	54	51	64	57
小野寺北学童保育館	14	10	15	22	23
小野寺南学童保育館	0	6	7	11	12
合計	93	110	114	142	144

資料：各年4月1日現在

(4) 予防接種の状況

平成20年度の予防接種の接種率はいずれも90%以上と高くなっています。また、乳幼児の三(二)種混合の予防接種率は100%となっています。小児医療機関の充実が継続されることが望まれます。

予防接種実施状況

区 分	ワクチン名	平成20年度接種数	接種率
乳幼児	ポリオ	237	90.50%
	三(二)種混合	543	100.00%
	麻しん風疹混合	256	95.80%
	日本脳炎	接種見合せ中	-
	BCG	117	91.40%
	二種混合	162	95.90%
児童・生徒	日本脳炎	接種見合せ中	-
	ポリオ	237	90.50%

(5) 公園施設の状況

平成21年の岩舟町の公園施設は、街区公園が3施設、総合公園と広域公園が、それぞれ1施設となっています。子どもたちの遊び場として、有効活用されていることがうかがえるため、今後、施設整備などの充実が望まれます。

公園施設の状況

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
街区公園	1	1	1	3	3
総合公園	1	1	1	1	1
広域公園	1	1	1	1	1

資料：各年4月1日現在

(6) 不登校の状況

不登校の認知件数は平成17年と平成19年に報告された件数が多く、平成20年は12件となっています。子どもの悩みや不安を解消する体制整備などの充実が望まれます。

不登校の状況

区 分	H17	H18	H19	H20
不登校件数	17	6	19	12

資料：学校基本調査

「不登校の定義」

不登校とは、4月1日から翌年の3月31日までの1年間に連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情動的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいいます。

4. ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子育て支援に関する町民の生活実態や要望・意見等を把握し、次世代育成支援の後期行動計画（平成22年度～平成26年度）を策定するための基礎資料を得ることを目的とします。

(2) 調査の概要

本調査は、岩舟町に在住の就学前児童、及び小学生のいる全世帯について調査を行いました。また中学生、及び母子手帳を交付している妊婦のいる世帯についても抽出により調査を行いました。

区分	就学前児童	小学生	中学生	母子手帳を交付している妊婦
調査対象地域	岩舟町全域			
調査形式	アンケート調査			
配布・回収方法	手渡し配布・回収（一部、郵送配布・回収）			
調査期間	平成20年12月17日～ 平成21年1月9日迄		平成21年1月22日～ 平成21年2月3日迄	

回収結果

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	788	485	61.5%
小学生児童	832	711	85.5%
中学生児童	190	183	96.3%
母子手帳を交付している妊婦	54	31	57.4%
合計	1,864	1,410	75.6%

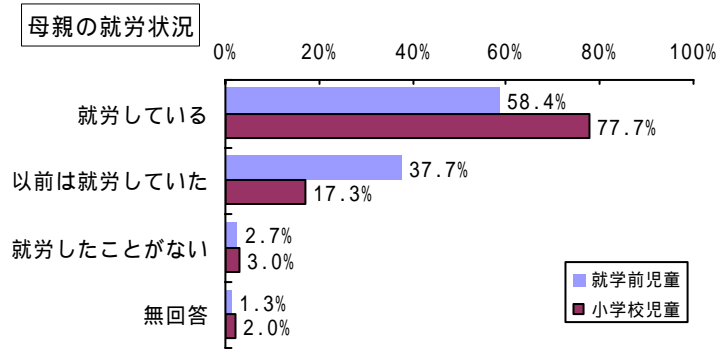
(3) 調査結果の概要

母親の就労状況

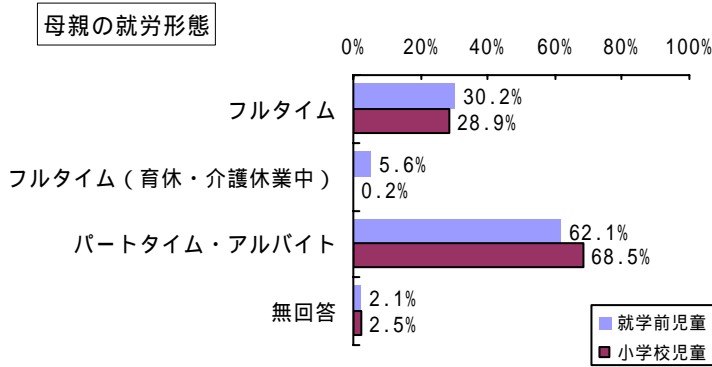
「就労している」の回答が就学前（58.4%）、小学生（77.7%）ともに多く、就労形態はパート・アルバイトが多くなっています。

未就労者の今後の就労希望は、「有(すぐにでも、もしくは1年より先)」が就学前で87.1%、小学生では70.1%と大半の母親が就労を希望し、就労形態としては、「パートタイム、アルバイト等による就労」が大半を占めています。現状では、就労していない方（専業主婦(夫)等)も子どもがある程度大きくなったら就労したいとする母親も多く、今後、現在の専業主婦の方も就労し、共働き家庭になることが見込まれます。

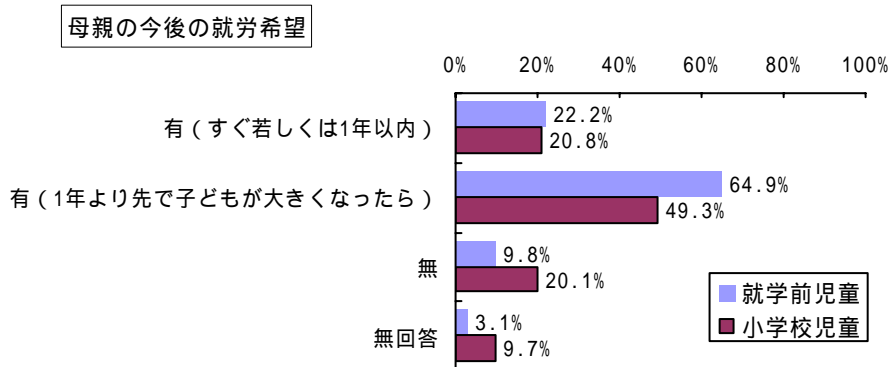
母親の就労状況



母親の就労形態



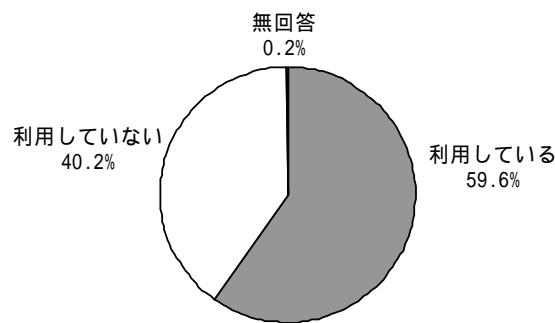
母親の今後の就労希望



保育サービスの利用状況

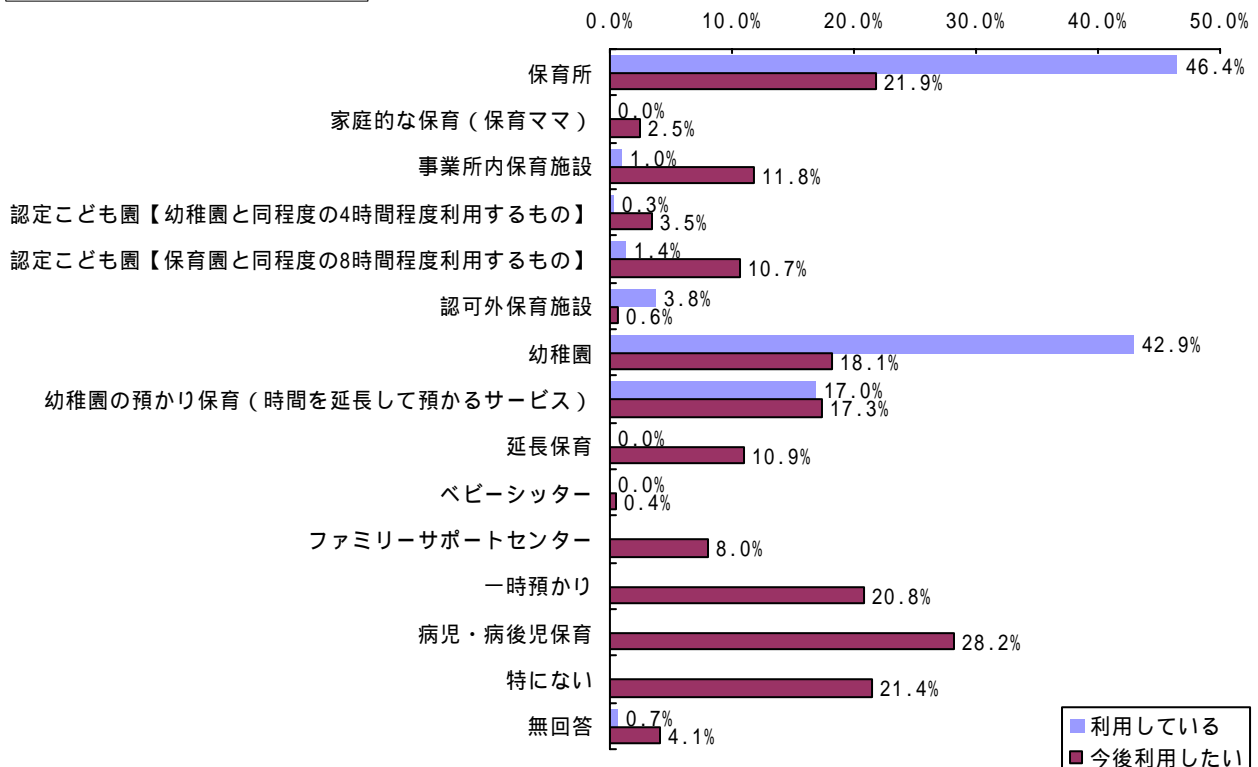
「利用している」が59.6%、「利用していない」が40.2%と、利用の有無については利用している方が多い割合となっています。「利用している」のは「認可保育所」が46.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が42.9%となっています。今後の利用したいサービスは「病児・病後児保育」が28.2%と多く、次いで「保育所」、「一時保育」となっています。利用したい理由（問23・53P）としては、「現在就労している」が33.8%と多く、次いで「そのうち就労したいと考えている」が30.5%となっており、合わせて6割以上が就労の都合により保育サービスを利用したいと回答しています。

保育サービスの利用について（就学前）



現在、利用している保育サービス（就学前）

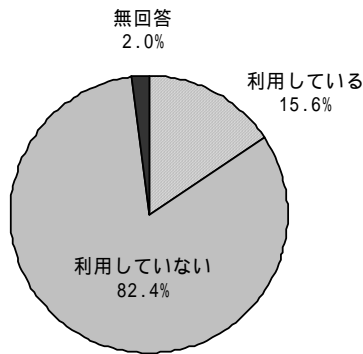
保育サービスの状況及び今後の意向



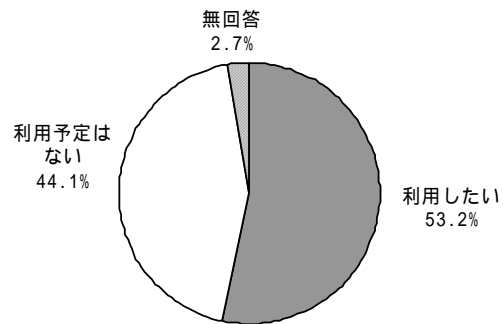
学童保育の利用状況（小学生児童）

利用者が15.6%、未利用者が82.4%。利用の理由は「現在就労している」が94.6%で大半を占めています。未利用の理由は、「現在就労していないから」が26.6%と多くなっています。今後の利用意向は、現在利用していない人のうち、9.7%が今後「利用したい」と回答しています。また、来年度就学予定の児童を持つ保護者の方の利用意向については、「利用したい」が53.2%、「利用予定はない」が44.1%となっています。

学童保育の利用について（小学生）



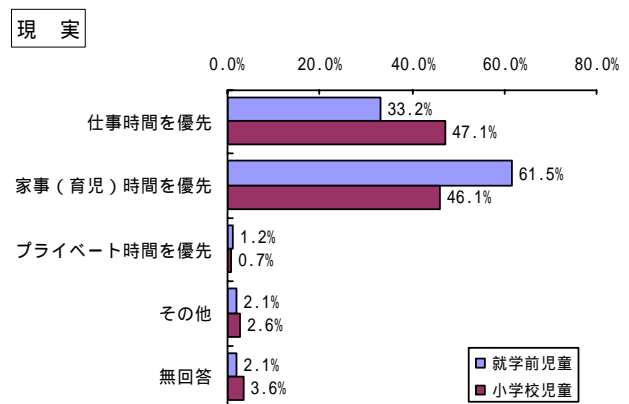
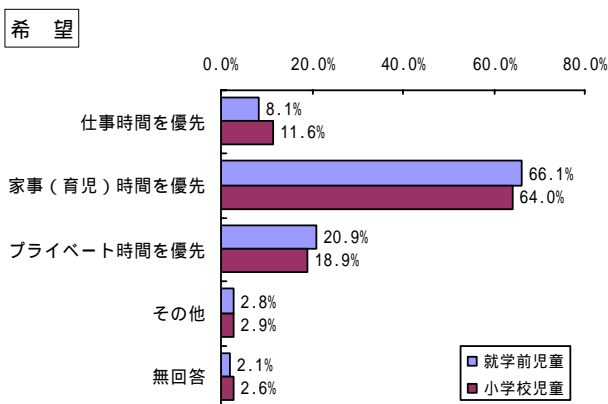
来年度就学予定の児童の利用意向（就学前）



仕事と子育て・家事について

生活の中の時間で最も優先させたい希望は、就学前、小学生ともに「家事(育児)」が6割以上となっています。現実としては就学前では、「仕事」を優先している割合が33.2%、小学生では、「家事(育児)」を優先している割合が46.1%となっています。

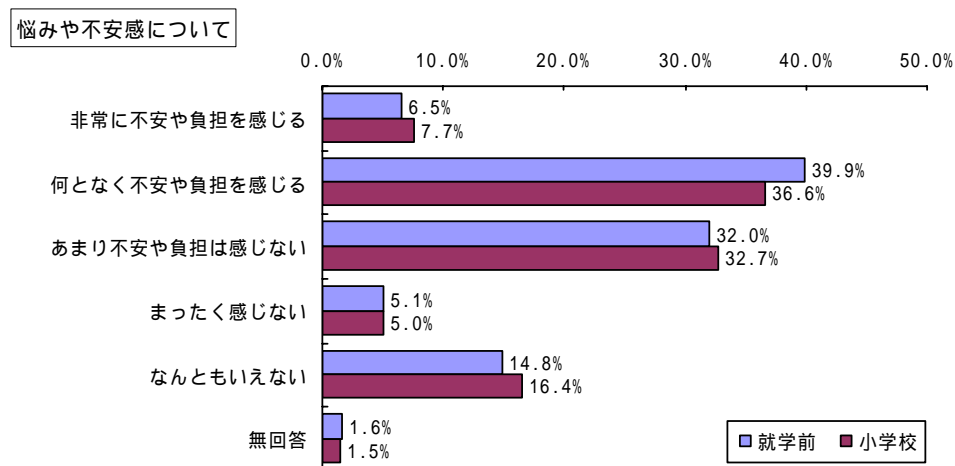
希望・現実（就学前、小学生）



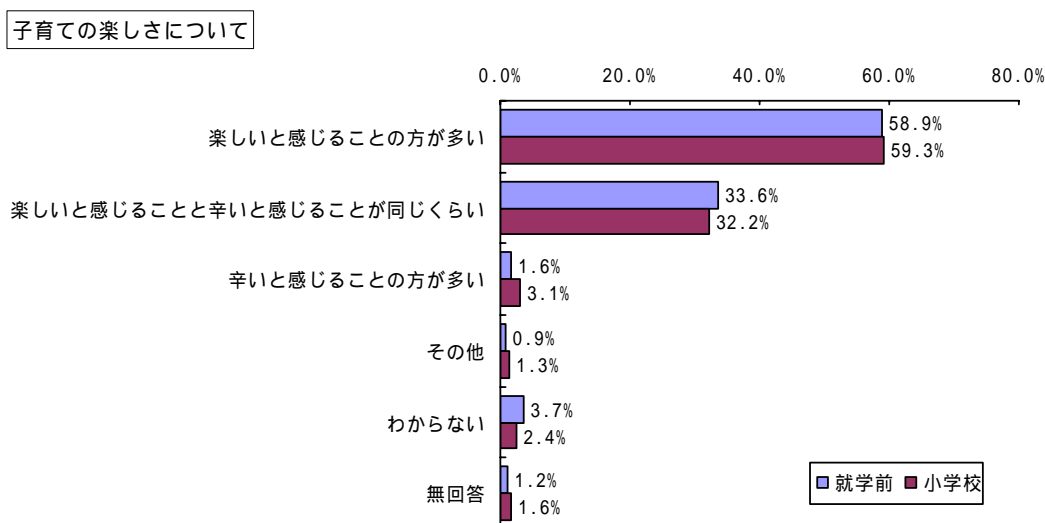
子育ての悩みや不安感について

子育てに関して不安や負担などを感じているかについて、「非常に感じる」「何となく感じる」を合わせて、就学前では46.4%、小学生では44.3%と4割以上の回答者が不安や負担を感じています。また、子育ての楽しさについては、約6割近い方は楽しいと回答していますが、一方、「辛いと感じることの方が多い」と回答した方が「就学前」では1.6%、「小学生」では3.1%と、子どもが就学しても辛さが変わらないことがうかがえます。「楽しいと感じることの方が多い」ではともに約5割以上の回答となっています。

悩みや不安感について（就学前、小学校）



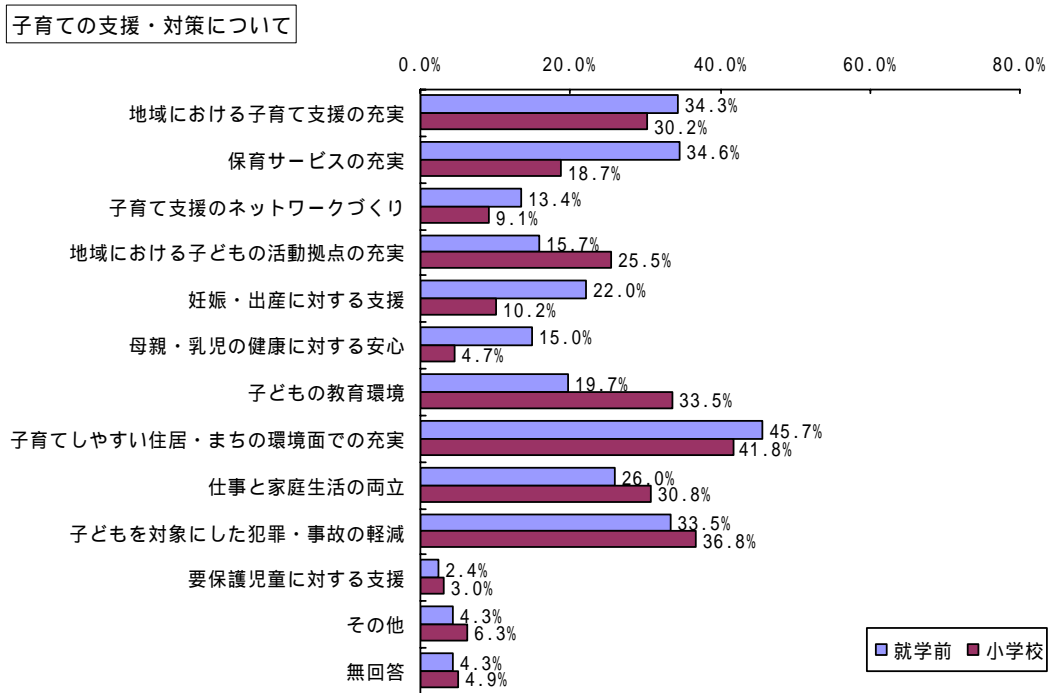
子育ての楽しさについて（就学前、小学校）



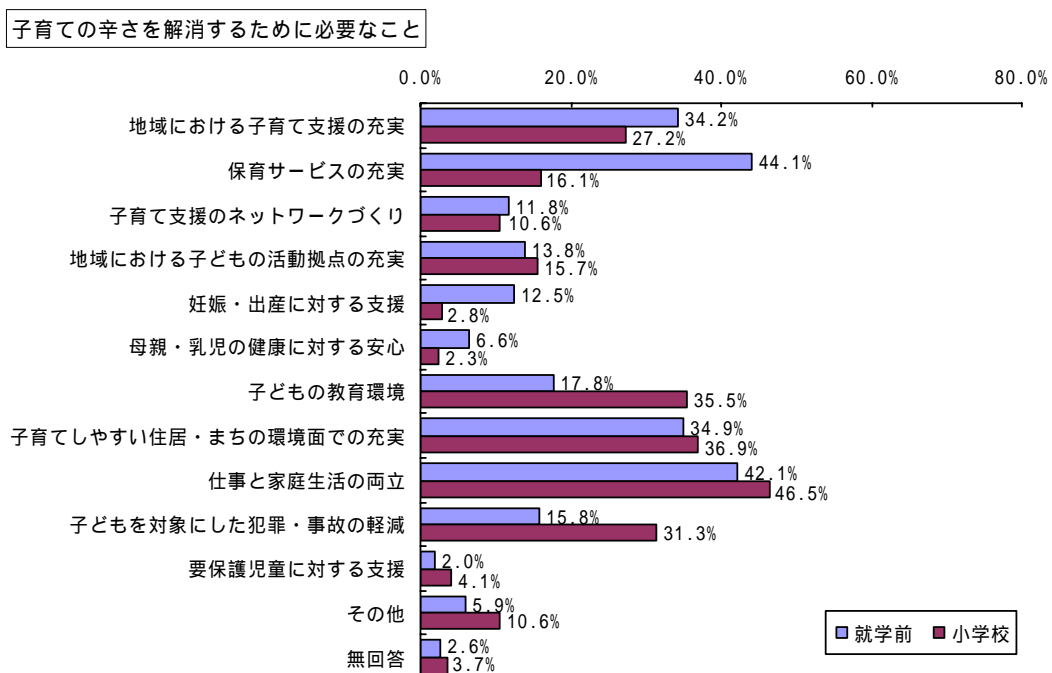
子育てををする中で有効な支援や対策について

就学前、小学校ともに「子育てしやすい住居、まちの環境面での充実」が4割以上と多くなっています。また、「地域における子育て支援の充実」や「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」、「保育サービスの充実」、「仕事と家庭生活の両立」なども回答が多く、必要性の高い施策であることがうかがえます。子育てで辛さを感じている保護者は、辛さを解消するために必要なこととして「仕事と家庭生活の両立」がともに4割以上となっており、仕事と家庭の両立の難しさがうかがえる結果となっています。

子育てををする中で有効な支援や対策について（就学前、小学生）



子育ての辛さを解消するために必要なことについて（就学前、小学生）



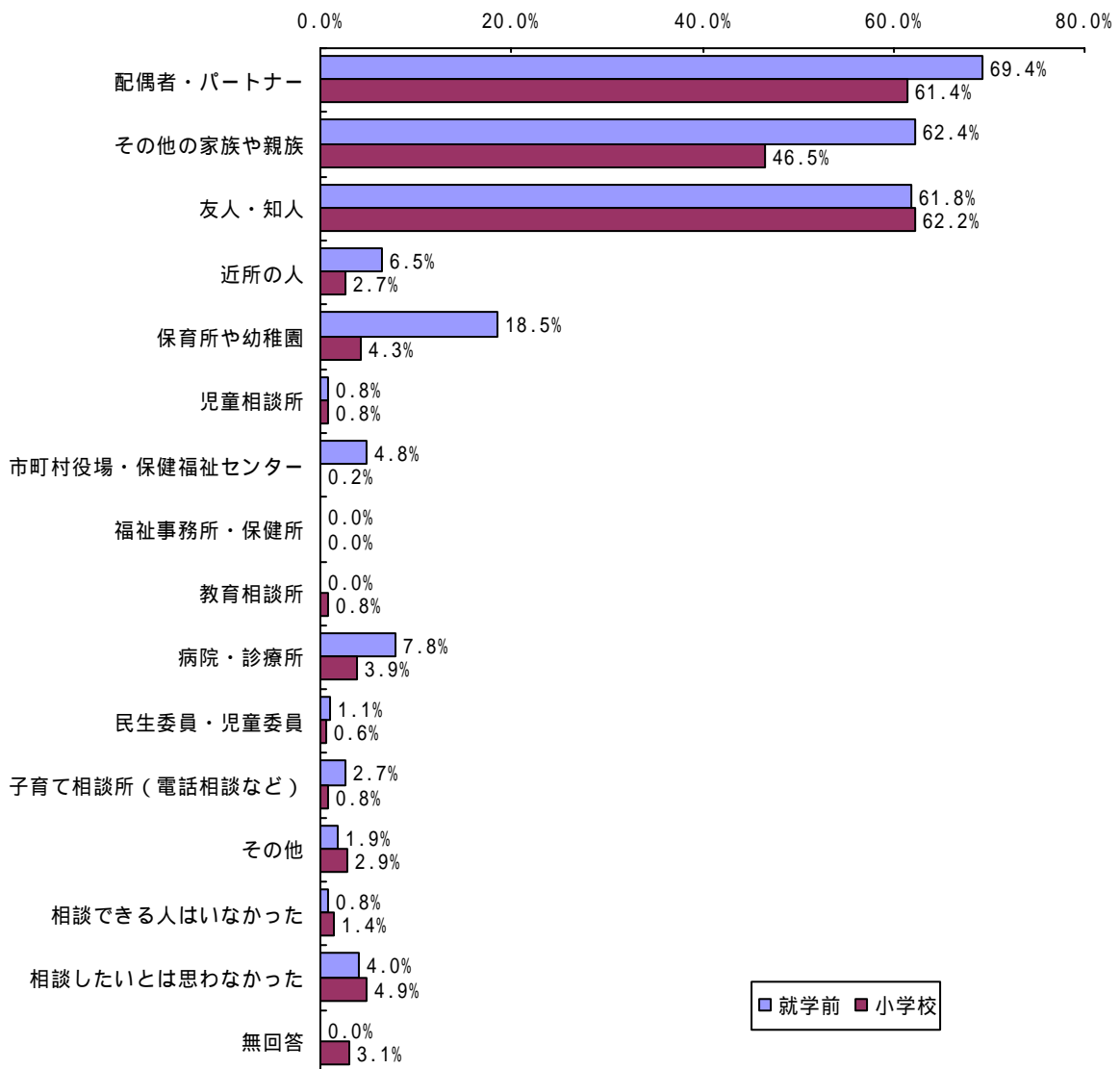
子育てに関する相談相手について

子育てに関する不安や悩みの相談相手については、「配偶者・パートナー」、「その他の家族や親族」、「友人・知人」の回答が多く、身近でより親しみやすい人に相談している人が多くなっています。

また、「相談できる人はいなかった」と回答された方が就学前で 0.8%、小学校で 1.4% いました。子どもの成長に伴い相談相手のいない割合が多くなる傾向がうかがえます。

子育てに関する相談相手の有無について（就学前、小学生）

相談相手について



第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

子どもたちがのびのびと育ち、子どもの人権が侵されることがないように、「子育ては子どもの立場で行う」ことが最も大切です。

さらに、家庭の子育てを一層支援するため、町じゅうで子どもたちを明るく見守り、「岩舟町の子どもは岩舟町のみんなで育てる」ことが重要です。

この計画は、平成13(2001)年3月に策定された「いわふね子どものまち計画 - わくわくがやがや子育てプラン - 」に示された上記の理念を継承し、安心して子どもを持ち、子育ての楽しさを実感でき、子どもの人権が尊重されるまちづくりを推進します。

2. 基本的視点

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されることが必要であり、子育てでは男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを推進します。

(2) 次代の親づくりという視点

豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、健全育成のための取り組みを推進します。

(3) サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、柔軟かつ総合的な取り組みに努めます。

(4) 社会全体による支援の視点

様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことに努めます。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することに努めます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援や広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することや各種の公共施設の活用を図ることに努めます。

(8) サービスの質の視点

サービスの質の確保や人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要になります。

(9) 地域特性の視点

各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要になります。

3. 基本目標

基本目標1 地域における子育ての支援

核家族化の進展や近隣関係との関わりが薄れる中で、かつて家族や隣近所が担ってきた子育て機能が低下しつつあります。すべての子育て家庭が喜びを感じ安心して子育てができるよう、利用者のニーズに応える保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の情報交換や交流の場、子どもたちが安全に安心して過ごせる場の提供など、きめ細かな子育て支援を地域全体で進める環境づくりを推進します。

基本目標2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健や医療、福祉、教育などの各分野が連携し、妊娠・出産から乳幼児期、思春期に至るまで成長に合わせた継続的な育児支援の取り組みを推進します。

また、食を通じての豊かな人間性の形成や良好な家族関係づくりによる、心身の健全育成を図るため「食育」に関する理解と普及に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

核家族化の進行や地域のつながりが希薄となる中で、子どもたちの成長にとって大切な交流機会の減少や家庭や地域の教育力の低下など、子どもたちの健やかな成長が懸念されます。

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭や学校、地域、行政が連携しながら、教育環境の整備・充実を図るとともに様々な交流活動等を通じて家庭や地域の教育力を総合的に高めるための取り組みを進めます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が、安心して生活していくためには、安全でのびのびと暮らせる生活空間が必要となっています。

居住環境の充実や子どもたちの遊び場の整備、さらには、様々な施設等におけるバリアフリー化など、安心して子育てができる生活環境の整備に努めます。

基本目標5 仕事と家庭生活との両立の推進

生活の価値観や働くことに対する意識の多様化に伴い、男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスのある多様なライフスタイルを選択しつつ、仕事と子育ての両立ができるような働きやすい環境づくりが求められています。

このため、労働者や事業主、地域住民に対する広報・啓発を推進するとともに家族が協力して子育てと仕事の両立ができるように、さまざまな働き方に対応したサービスの充実や利用しやすい子育てサービス等の提供に努めます。

基本目標6 子ども等の安全の確保

子どもが交通事故、犯罪等の被害に巻き込まれるケースが多くなっています。

交通事故や犯罪から子どもを守るため、行政、地域、学校等による連携・協力体制の強化を図り、子どもの視点に立った、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進し、犯罪等の防止に努めたまちづくりを推進します。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

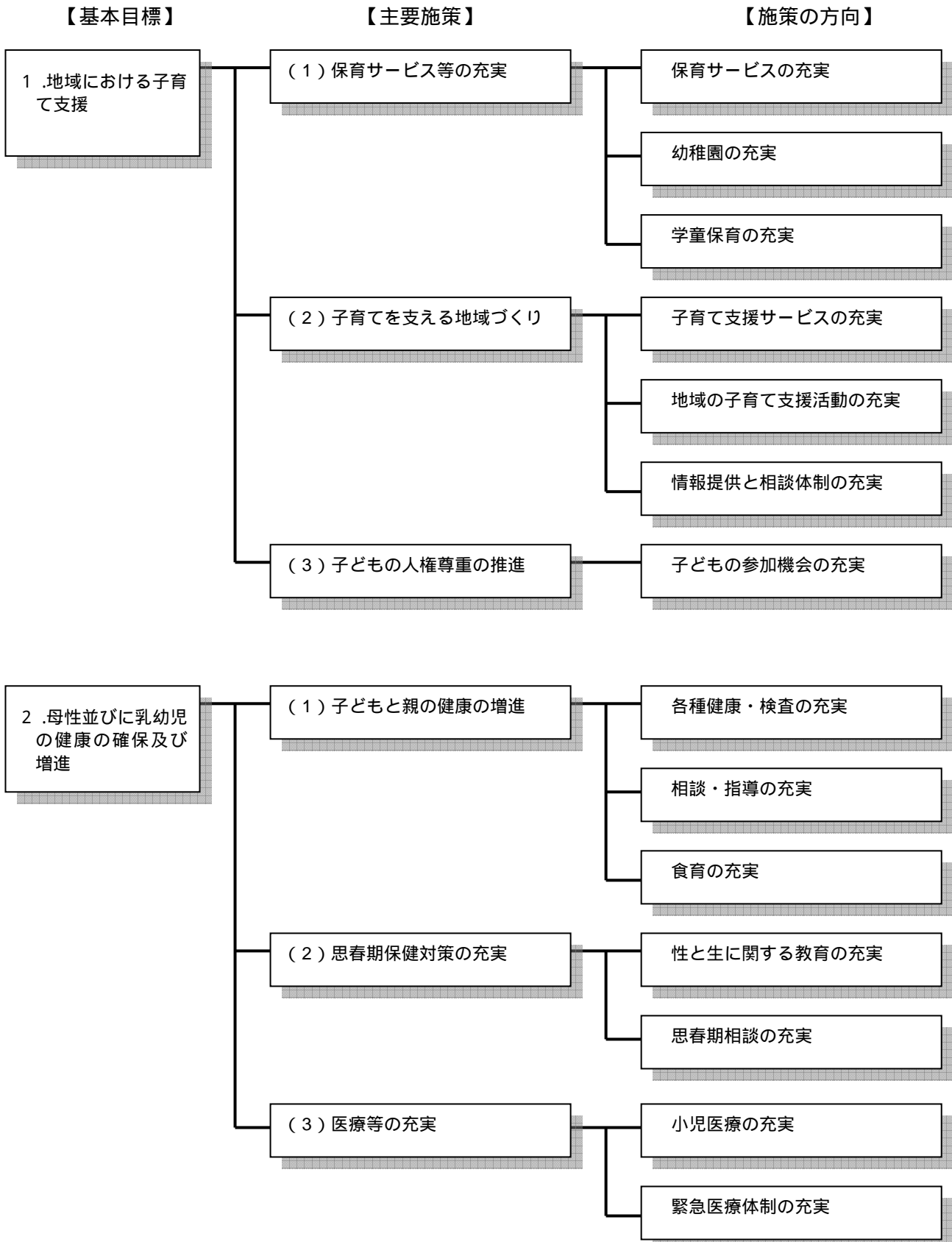
少子化や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の育児の孤立が進み、母親への育児負担が増える傾向にあります。育児不安や子どもの発達などについて悩みを持つ親も増えています。

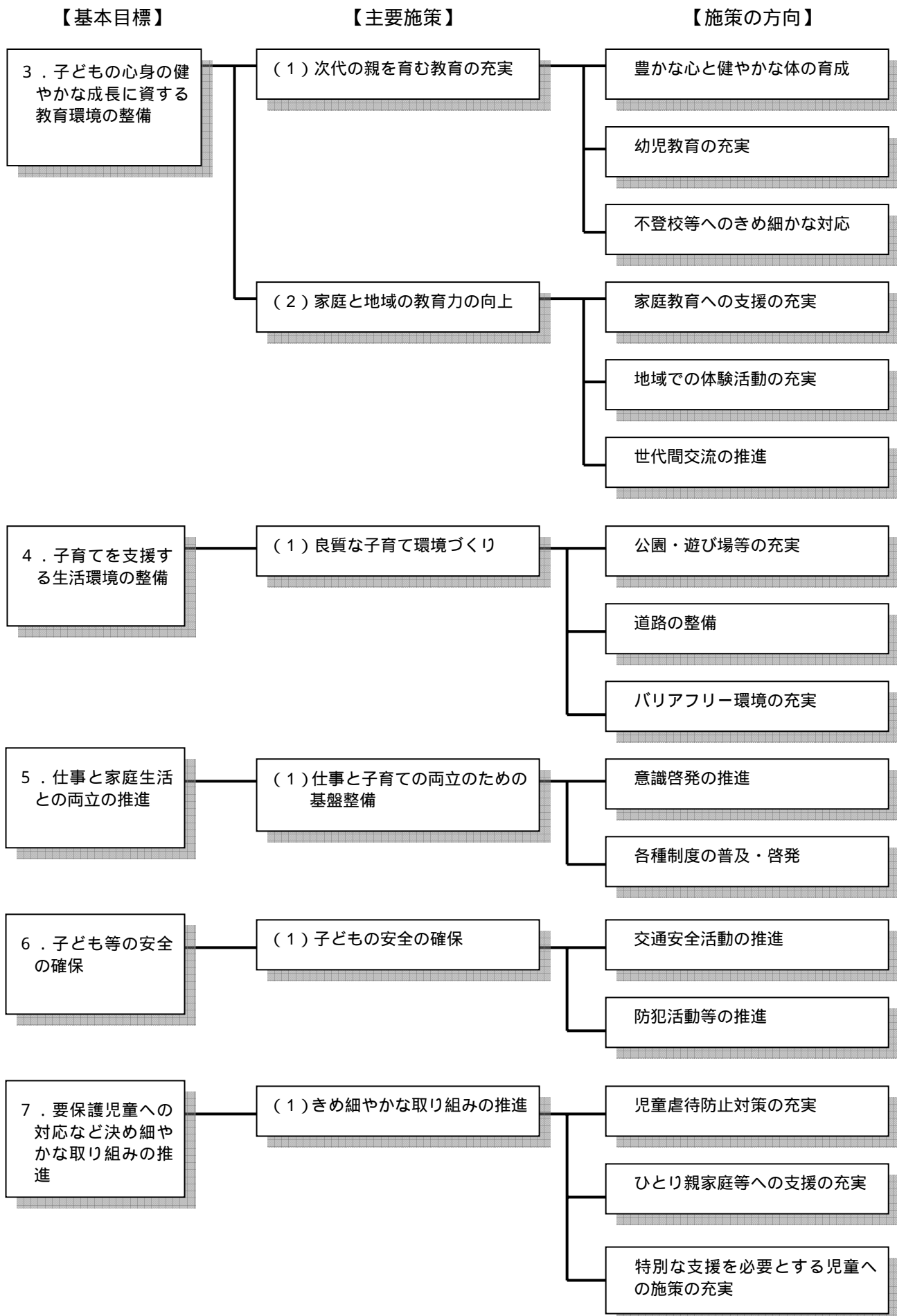
このため、支援の必要な児童や家庭へのきめ細かな取り組みや要保護児童や家庭を見守り、支え合う地域ぐるみの活動の推進が必要です。

また、子どもの権利・人権を大切にし、地域全体で見守る活動の推進を図るとともに、ひとり親の増加や障害の多様化、複雑化に伴い、支援の必要な子どもやその家族に対し、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。



4 . 計画の体系





5 . 目標事業量

特定事業について、平成 26 年度の目標事業量は次のとおりです。

事業名		H26 年度 目標事業量	H21 年度 実績見込み
1	通常保育事業	213 人	184 人
2	特定保育事業		
3	延長保育事業	2 か所	
4	夜間保育事業		
5	トワイライトステイ事業		
6	休日保育事業		
7	病児・病後児保育事業		
8	放課後児童健全育成事業	4 か所	4 か所
9	一時預かり事業	1 か所	
10	地域子育て支援拠点事業	1 か所	
11	ファミリー・サポート・センター事業		
12	ショートステイ事業		

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援

(1) 保育サービス等の充実

近年、働く女性は増加の傾向にあるとともに、就労形態の多様化など、保育サービスの需要は高くなっています。さらに、ひとり親家庭の増加により、子育て家庭の就労意欲は高く、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズに対応する必要があります。

また、保育サービス利用者のニーズに対応できるよう、利用しやすい保育サービス等を提供できる環境を整え、充実を図ることが必要です。

就業形態やライフスタイルの多様化に応じ、子育てと仕事の両立ができるよう、保育ニーズに応じた多様な保育サービスの提供や保育サービスの質の向上に努めます。

保育サービスの充実

1. 保育所の整備	
施策内容	保育需要及びサービスの多様化に伴い、保育サービスの充実及び多機能化を図るため、保育所の整備を推進します。
区分	検討
所管課等	保険児童課

2. 民間保育施設への助成	
施策内容	民間保育施設における適切な保育サービスを支援するために助成します。町の民間保育施設としては「リトルランド」があり、0歳児からの保育、一時預かり・延長等も相談に応じ実施します。
区分	継続
所管課等	保険児童課

3. 低年齢児保育	
施策内容	各保育所・保育園で低年齢児保育（0歳から2歳）を実施しています。今後は、受け入れ態勢を整備し、受け入れ枠の拡充を図ります。
区分	継続
所管課等	保険児童課、保育所

4．延長保育	
施策内容	家庭や就労等の事情により保育時間の延長を必要とする保護者に対応するため、延長保育の実施を検討していきます。
区分	検討
所管課等	保険児童課、保育所

5．休日保育	
施策内容	保育需要の多様化により、祝休日保育の実施について検討します。
区分	検討
所管課等	保険児童課、保育所

6．病気後の児童の一時預り	
施策内容	病気後の児童の保育等について、関係機関と連携をとりながら、対応について検討します。
区分	検討
所管課等	保険児童課、保育所

7．給食の栄養管理事業	
施策内容	入所児の給食に関して、栄養士が定期的な献立会議に参加し、助言及び指導を受け実施します。
区分	継続
所管課等	保育所

8．保育所における第三者評価の導入	
施策内容	保育所におけるサービスの質を向上させるため、第三者評価の導入を検討していきます。
区分	新規
所管課等	保育所

幼稚園の充実

9. 幼稚園運営への助成	
施策内容	幼稚園における適切な幼児教育、保育サービスを支援するために運営費を助成します。町内には私立幼稚園が2園あり、延長保育や預かり保育などの保育サービスも実施しています。
区分	継続
所管課等	学校教育課

10. 経済的支援	
施策内容	所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、国及び県の基準に基づき幼稚園就園奨励費補助金交付事業、幼稚園第2子等保育料減免事業を実施します。
区分	継続
所管課等	学校教育課

11. 子育てランド事業	
施策内容	子どもの遊び場確保事業、未就園児親子教室事業などの子育てランド事業を行う幼稚園に対して、補助を行います。
区分	継続
所管課等	学校教育課

学童保育の充実

12. 放課後児童対策事業	
施策内容	両親及びこれに代わる者の就労等により留守家庭となっている小学校低学年児童を下校後や学校休業中において受け入れをおこない児童の健全育成の向上を図ります。今後は、利用者のニーズに応えられるよう、スペースの確保や増設、保育時間などの充実を図ります。
区分	拡充
所管課等	保険児童課

13. 放課後子ども教室推進事業	
施策内容	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。
区分	新規
所管課等	社会教育課

(2) 子育てを支える地域づくり

少子化や核家族化の進行により、地域との関係の希薄化や育児に係る経済的負担増など、子育てにおける保護者の負担は増加しており、育児疲れやストレスの蓄積による弊害が懸念されています。さらに、子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られず、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

また、子育てを社会全体で支援するためには地域、保育所、幼稚園、学校などが連携をとり、子育てを行っているすべての家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供し、子育てに関する情報をわかりやすく提供していくことも重要です。

今後は、子育て家庭への全戸訪問等による養育環境の把握や地域における様々な子育て支援サービスの充実、相談体制の充実に努めます。

子育て支援サービスの充実

14. 一時的保育	
施策内容	保護者の病気や緊急時など、一時的に保育が必要になったときに利用できるよう検討します。
区分	検討
所管課等	保険児童課、保育所

15. 子育て支援センター	
施策内容	子育てに関する相談や保護者間の交流の機会の提供及び子育て家庭との連携した各種事業の企画立案等、子育て家庭支援の総合的拠点として整備します。
区分	新規
所管課等	保険児童課

16. ファミリーサポートセンター	
施策内容	保育等の援助を受けたい人と行いたい人とが会員となり、保育所等への送迎、一時的な預りなどの子育てに関する助け合い活動を行うための組織を整備します。
区分	検討
所管課等	保険児童課、保育所

17. 保育所・幼稚園の相談機能の充実	
施策内容	保育所・保育園・幼稚園が、子どもの日常生活を支援する中から得た子育ての知識・情報を、地域の家庭の子育てに生かすことができるよう、関係機関と連携しながら相談機能の充実を図ります。
区分	拡充
所管課等	保険児童課、保育所

18．親子ふれあいサロン	
施策内容	親子、親同士、子ども同士のふれあい、育児不安の解消、情報交換、仲間づくり等を目的に、就園前の子とその保護者を対象として、季節を意識した遊びや様々な活動を行う親子ふれあいサロンを月1回開催します。今後はサロンを中心とした関係機関やグループとのネットワーク作りにも取り組んでいきます。
区分	継続
所管課等	社会福祉協議会

19．保育所開放保育	
施策内容	保育所では、保育所に入所していない児童も含め、小学校就学前までの児童・保護者を対象に、児童の遊び場や保護者の情報交換の場として、開放します。
区分	継続
所管課等	保育所

20．子ども手当	
施策内容	中学校3年生修了前の児童を養育している者に子ども手当を支給します。
区分	新規
所管課等	保険児童課

国の施策により、平成22年度より実施する事業です。(児童手当を含む。)

21．チャイルドシート購入費補助事業	
施策内容	満6歳未満の子供を養育している保護者が、チャイルドシートを購入したことに対し、購入費の一部を補助します。また、今後において有効利用を図るためリサイクルの推進を検討します。
区分	継続
所管課等	保険児童課

地域の子育て支援活動の充実

22．読み聞かせ事業	
施策内容	絵本を媒体として親子のコミュニケーションを豊かに育み、地域の育児支援ネットワークを広げていくことを目的として、ボランティアの協力を得て乳児検診会場や小学校などで絵本の読み聞かせを実施します。
区分	継続
所管課等	保険児童課

23．交流活動の場の充実	
施策内容	町内の公共施設や民間施設の空きスペースなどの利用状況を把握し、子育て支援団体等の交流の場や、子ども連れでも行きやすい様々な人の交流の場として利用するなど、有効活用を促進します。
区分	拡充
所管課等	保険児童課

24．保育所、幼稚園、小・中学校の施設活用	
施策内容	保育所、幼稚園の園庭や、小・中学校等の体育施設が、子ども、保護者、地域の交流に役立つよう、環境を整備しその活用を促進します。
区分	継続
所管課等	社会教育課、保育所

25．ボランティア講座	
施策内容	読み聞かせのための講座など、心を育む子育ての楽しさにより多くの人が関われるよう、各種のボランティア講座を開催します。
区分	継続
所管課等	社会福祉協議会、中央公民館

26．ネットワークづくり	
施策内容	自主的活動を支援し、親同士で情報交換ができる場を確保します。学校、保育所、公民館、保険児童課、健康福祉課等が連携し、「子育てサークル」等のネットワークづくりを進めます。
区分	拡充
所管課等	社会教育課、中央公民館

27．家庭教育オピニオンリーダー	
施策内容	オピニオンリーダー「かるがも岩舟」との協働による子育て支援事業の展開を図ります。
区 分	継続
所管課等	社会教育課、社会福祉協議会、中央公民館

28．健全育成指導	
施策内容	平成 16（2004）年に住民主体により設立された「岩舟町青少年育成町民会議」と教育委員会事務局及び関連各課との協働により、子どもの健全育成、地域における様々な子どもの活動に対する指導者の育成などの事業展開を図ります。
区 分	継続
所管課等	社会教育課、中央公民館

情報提供と相談体制の充実

29．専門機関との連携強化	
施策内容	県南健康福祉センターや、県南児童相談所等を中心とした、福祉、保健、医療、教育、警察など、地域関係機関との連携を強化し、相談体制の強化を図ります。
区 分	拡充
所管課等	保険児童課

30．広報活動の充実	
施策内容	広報紙の活用や保健福祉活動の中でのPRなど、利用者に対して保育サービス情報の積極的な提供に努めます。また、催し物についての情報を広く提供し、子どもたちや地域の方々の参加を求めます。今後は、内容の充実とともに、インターネットなどの情報提供手段の拡充に努めます。
区 分	拡充
所管課等	保険児童課

(3) 子どもの人権尊重の推進

近年の児童数の減少は、近所に同世代の友達がいないなど、仲間と一緒に遊ぶ機会が減少し、社会性や自主性、協調性を養うことができにくくなっています。

子どもたちの健全育成を図るには、地域全体で取り組むことが不可欠であり、子どもたちに世代間交流の機会を提供することや様々な地域活動を推進し、子どもたちを健やかに育てることのできるまちづくりが必要です。

地域の子ども同士が交流する中で、子どもたちの自主性や協調性を育む環境づくりや地域の子育て機能の向上に努めます。

子どもの参加機会の充実

31. 意見を述べる場づくり	
施策内容	子ども議会など、子どもたちが地域社会づくりに関心を持ち、意見を表明できる場をつくります。
区分	継続
所管課等	社会教育課

32. 作文コンクールなどの実施	
施策内容	絵や作文のコンクールなどを実施し、子どもの地域社会づくりへの意見を表明できる場をつくります。
区分	継続
所管課等	社会教育課

33. ジュニアリーダー	
施策内容	中学生が青少年相談員の事業にジュニアリーダーとして参加する機会を設け、体験の中で成長を図ります。
区分	継続
所管課等	中央公民館

基本目標2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

(1) 子どもと親の健康の増進

少子化や核家族化の進展により、親子を取り巻く環境は大きく変化しています。妊娠・出産・育児に関する知識・経験の不足や相談・交流の機会が少ないこと、それから孤独な育児等により、妊娠・出産、子育ての悩みや不安を持つ母親、さらには健康上問題のある妊産婦や乳幼児も増えています。

妊娠・出産・育児に対する不安を取り除く施策や体制を充実することや父親の子育てに対する理解や参加を求める施策の充実、さらに健康上問題のある妊産婦・乳幼児等に対する保健指導の充実などが必要です。

また、家族のあり方や健康、食習慣に関する価値観、ライフスタイルが多様化し、個々の生活の中で食生活の乱れが、心身の発達期にある子どもに悪影響を及ぼすことが懸念されます。食の問題に対応するには、乳幼児期から食を通じた生活習慣の大切さを広く周知し、子どもの食育発育・発達過程に応じた食生活の充実と心身の健康づくりを充実していくことが必要です。

健康教育の充実と食育の推進を図るとともに、健康診査の充実や妊産婦健康相談の実施等の促進に努めます。

各種健診・検査の充実

34. 乳幼児健康診査事業	
施策内容	発育、発達等のチェックとともに、育児をしている者の交流や子育ての悩みの相談の場として、4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を行います。育児不安や悩み相談により適切に応じられるよう、保育士・心理相談員の配置を行うなど、実施体制の充実を図ります。
区分	継続
所管課等	健康福祉課

35. むし歯予防事業	
施策内容	1歳6か月児歯みがき教室、3歳児むし歯予防教室とフッ化物歯面塗布を定期的実施しています。また、乳幼児期は歯口清掃や食習慣などの基本的な生活習慣を身につける時期として重要であることを普及啓発します。
区分	継続
所管課等	健康福祉課

36．予防接種	
施策内容	予防接種の安全性を高めるとともに、効率的に実施されるよう充実に努めます。
区 分	継続
所管課等	健康福祉課

相談・指導の充実

37．妊産婦・新生児訪問指導事業	
施策内容	妊産婦・新生児に対し、家庭訪問による保健指導を実施し、母子の健康管理の徹底と育児に関する助言を行います。
区 分	継続
所管課等	健康福祉課

38．母子保健推進員活動事業	
施策内容	母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、地域における母子保健推進員の活動を活性化し、資質の向上を図ります。
区 分	継続
所管課等	健康福祉課

39．赤ちゃん相談事業	
施策内容	気軽に相談ができ、交流を通じて育児の不安・悩みが解消できる場を提供しています。年齢の限定はなく、計測や育児・発達・生活習慣等の保健指導、栄養指導を行います。
区 分	継続
所管課等	健康福祉課

食育の充実

40．栄養相談・指導	
施策内容	妊産婦や乳幼児の栄養管理、成人の生活習慣病予防など、住民の健康増進のため、各種健康診査の後などを利用して食生活に関する相談・指導を行います。
区分	継続
所管課等	健康福祉課

41．給食の栄養管理事業（再掲）	
施策内容	入所児の給食に関して、栄養士が定期的な献立会議に参加し、助言及び指導を受けて実施します。
区分	拡充
所管課等	保育所

42．食育に関する情報提供	
施策内容	保育・教育の場や各種家庭教育の場を通じて、子どもの食生活について子どもや保護者に情報提供を行います。
区分	継続
所管課等	健康福祉課、学校教育課、保育所、中央公民館

43．食生活改善推進員協議会	
施策内容	地域住民が正しい食生活や運動・休養について学び、健康づくりの取り組みを自ら進められるよう、地域における健康づくりの担い手となる食生活改善推進員協議会活動を推進します。
区分	継続
所管課等	健康福祉課

(2) 思春期保健対策の充実

思春期における問題は、心身の発達に関する認識や性感染症などに関する正しい知識の普及に努めること、さらには喫煙や飲酒、薬物乱用が青少年の心身に与える悪影響について、広く周知することが必要です。学校保健と地域保健・医療、青少年健全育成などの関係機関が連携した思春期保健対策の充実が必要となります。

また、非行防止教室や薬物乱用防止教室の実施を通して、喫煙や飲酒の危険性を認識させることが重要となります。

思春期の子どもに対し、性に関する教育の充実を図るとともに、悩みや不安をもった子どもが安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ることや未成年者の喫煙、飲酒を予防するための取り組みを行うことが必要です。

性と生に関する教育の充実

44．性教育環境の整備	
施策内容	性教育を効果的に推進するため、学校を主体に、学校教育課、健康福祉課、医療機関等性教育に関する関係者が連携し支援体制を整備していきます。
区分	拡充
所管課等	学校教育課、健康福祉課

45．思春期保健に関する情報の提供	
施策内容	関係機関が相互に学習の場を提供し、情報や意見の交換を実施するとともに、教育や相談が効果的にできるようネットワークづくりを検討します。
区分	拡充
所管課等	学校教育課、健康福祉課

46．思春期の健康教育の推進	
施策内容	学校や地域において、思春期の心と体、性感染症などの性の問題、喫煙、薬物関係、食習慣などについて健康教育を実施しています。特に思春期の心の問題や性感染症については保護者、地域住民に対する学習機会の提供、支援体制の整備を進めていきます。
区分	拡充
所管課等	学校教育課、健康福祉課

思春期相談の充実

47. 相談機関の整備・強化	
施策内容	学校においては、スクールカウンセラーの配置や保健室の相談機能を充実させ子どもが利用しやすい環境の整備を進めます。また心の教育相談週間を継続していきます。地域においては、健康福祉課を窓口にして、思春期の子どもやその保護者を対象にした健康相談を実施しています。気軽に相談ができるよう体制を整備し機能を強化していきます。
区分	継続
所管課等	学校教育課、健康福祉課



(3) 医療等の充実

小児科の医療機関への期待は増加しています。特に、夜間や休日診療に対する需要は増えており、小児科の救急医療の充実が課題となっています。

また、子どもの急な体調の変化に対応・相談できる体制が重要です。そのためには、かかりつけ医の有無が大きく影響します。乳幼児健康診査や健康相談等の実施時に、かかりつけ医をもつ大切さの啓発に努め、救急医療についても、関係機関と協議し医療体制の充実が必要です。

子育て家庭が安心して子どもを生み、健やかに育てる環境づくりのため、夜間や休日における小児医療の充実や小児救急医療の充実に努めます。

小児医療の充実

48．こども医療費助成事業	
施策内容	こどもの疾病の早期発見と保健の向上を目的として、こどもの医療費の一部を保護者に助成します。なお、対象者を小学6年生まで引き上げます。
区分	拡充
所管課等	保険児童課

49．妊産婦医療費助成事業	
施策内容	妊産婦の疾病の早期発見と受療促進、母子保健の向上を目的として、医療費の一部を助成します。
区分	継続
所管課等	保険児童課

緊急医療体制の充実

50．小児救急医療体制の充実	
施策内容	県・近隣自治体及び医療機関の協力のもとに、地域の小児救急医療体制の充実に図ります。
区分	拡充
所管課等	健康福祉課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親を育む教育の充実

少子化や核家族化の進展により、子どもとふれあう機会を持たないまま親となり、育児に関する知識・経験不足による子育ての悩みや不安をもつ父親・母親が増えています。

次代の親を育成するためには、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育み、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを心で感じて、理解されるようにする必要があります。そして、次代の親となる人が家庭を築き、子どもを生み育てるためには、経済的、精神的にも自立し、社会生活の基礎を兼ね備えていることが重要となります。

男女が協力して家庭を築くこと、さらには子どもを生み育てることの意義や大切さを理解できるよう、中学生や高校生が乳幼児とふれあう機会等の充実に努めます。

豊かな心と健やかな体の育成

51. 「総合的な学習の時間」の充実	
施策内容	地域の教育力を十分に活用し、児童生徒に自ら学ぶ意欲や態度を育むため、「総合的な学習の時間」を充実させます。特に、郷土の歴史や文化への関心、環境問題などの活動を充実するとともに、小中間を見通したカリキュラムの連携と指導の充実を図ります。
区分	継続
所管課等	学校教育課
52. 特別非常勤講師派遣事業	
施策内容	学校教育の多様化への対応を図るため、教育現場に専門的知識、技能を有する社会人を積極的に迎え入れます。
区分	継続
所管課等	学校教育課
53. 国際交流事業	
施策内容	ALTを2名配置し、中学校の外国語、小学校の外国語活動の授業の充実を図ります。また、中国の天台県の小中学校との作品交流を続けています。更に、子どもたちの人的交流として、相互訪問の実施も続けていきます。
区分	継続
所管課等	学校教育課、企画課

54．情報化に対応した教育	
施策内容	教職員の研修会等を実施し、指導力を向上させるとともに、情報教育のリーダーを育成します。
区 分	継続
所管課等	学校教育課

55．ボランティア体験・福祉教育の推進	
施策内容	社会福祉協議会や福祉施設と連携し、各学校のボランティア活動や福祉活動の充実を目指します。
区 分	継続
所管課等	学校教育課

56．家庭や地域との連携	
施策内容	児童生徒が自ら進んでボランティア活動や福祉活動に取り組めるよう、家庭や地域との連携を強化します。
区 分	拡充
所管課等	学校教育課、社会教育課

57．家庭や地域に開かれた学校づくり	
施策内容	校庭の開放を行うとともに、図書室、調理室等の施設・設備を開放することや、施設・設備を活用した講座の開設等を検討します。
区 分	拡充
所管課等	学校教育課、社会教育課

幼児教育の充実

58．相談事業の実施	
施策内容	気軽に相談できる体制を作ることや、インターネットを利用した教育相談の開設など、相談事業を実施します。また、早期教育相談の充実を図るため、就学指導委員会、幼・保・小・中との連携を強化します。
区 分	継続
所管課等	学校教育課

不登校等へのきめ細かな対応

59. 適応指導教室事業	
施策内容	何らかの理由で学校生活への適応が困難となった、不登校児童生徒に対し、個人の状況にあわせた学校復帰のための支援を行います。また、教室での指導に当たる教育相談員は、保護者・教員等からの教育相談を随時行います。今後、学校、関係機関との更なる連携強化、相談員の研修の充実に努めます。
区分	継続
所管課等	学校教育課

60. 課教育相談	
施策内容	教育委員会、保険児童課、健康福祉課等の教育相談体制を整備するとともに、広報活動を充実させます（電話相談、面接相談等）。
区分	拡充
所管課等	学校教育課、保険児童課、健康福祉課

61. いじめ・不登校の子どもや親への支援体制の強化	
施策内容	いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応を目指し、各学校とも定期的にアンケート等による実態調査と教育相談を実施しています。そして、必要に応じて、学校と家庭、関係機関との連携を密にしながら、問題解決にむけ一人ひとりの状況を検討しながら、支援するための体制整備に努めています。また、子どもと保護者の心のケアを図るため、スクールカウンセラーによるカウンセリングも実施しております。なお、町要保護児童対策地域協議会と連携し、早期解決に努めております。
区分	継続
所管課等	学校教育課、保険児童課、健康福祉課



(2) 家庭と地域の教育力の向上

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たします。そこで、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備する必要があります。

子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれます。子どもが心豊かに成長していくために家庭、学校、地域が連携し、地域全体で子育て家庭を支援していく体制づくりが必要です。

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭、地域の連携のもと、家庭や地域における教育力の向上の推進に努めます。

家庭教育への支援の充実

62. 育児学級	
施策内容	乳幼児の親を対象に、相互交流の中で子どもへの理解を深め、育児不安の軽減やよりよい育児を考える機会とするとともに、母親同士の仲間づくりの場を提供します。
区分	継続
所管課等	健康福祉課

63. 両親学級事業	
施策内容	妊婦と夫または家族に対し、妊娠・出産に向けた精神的準備ができるよう、友達づくりや保健指導に重点をおいた事業を展開します。
区分	継続
所管課等	健康福祉課

64. 幼児学級	
施策内容	2歳児と保護者を対象に幼児期の心身の発達の過程を理解し、子育てのあり方等学ぶ機会を提供します。
区分	継続
所管課等	社会教育課、中央公民館

65．家庭教育学級	
施策内容	各小学校ごとに年間6回開設し、積極的に学習に参加し学習効果を高めています。家庭や地域の教育力をさらに高めるためのアイデア集を作成する等内容の充実を図ります。
区分	継続
所管課等	社会教育課、中央公民館

66．中央公民館託児コーナー付きの講座やイベントの開催	
施策内容	各種講座やイベントの開催に際しては、家庭教育オピニオンリーダー等の協力を得て託児コーナーを設けるなど、子ども連れでも参加しやすい方法で開催します。
区分	継続
所管課等	社会教育課、中央公民館

67．ネットワークづくり（再掲）	
施策内容	自主的活動を支援し、親同士で情報交換ができる場を確保します。学校、保育所、公民館、保険児童課、健康福祉課等が連携し、「子育てサークル」等のネットワークづくりを進めます。
区分	拡充
所管課等	社会教育課、中央公民館

68．情報の提供、指導者の派遣	
施策内容	保護者を対象にした講座の開設に向けて、資料や情報の提供、指導者の派遣などを検討します。
区分	拡充
所管課等	社会教育課、中央公民館

地域での体験活動の充実

69．定期的な子ども向けの講座・教室の開催	
施策内容	豊かな自然体験や世代間交流を目的として、公民館講座などで親子参加を含む子供向けの講座・教室（少年少女教室）を定期的で開催します。
区分	継続
所管課等	中央公民館

70．親子ふれあい教室「いわふねチャレンジ工房」	
施策内容	親子で一緒に、様々な体験学習をすることによって、親子のふれあいの中で絆を深め、自分とその存在や価値を認め合い、さらに思いやりの気持ちを育むことを目的としています。
区 分	新規
所管課等	社会福祉協議会、社会教育課

71．芸術・郷土の歴史・文化に親しむ活動	
施策内容	各地域のお囃子、つづみ太鼓、コスモスホールを使ったコーラス等の活動を、学校教育の社会科や総合学習の内容とあわせた体験学習として検討します。
区 分	拡充
所管課等	社会教育課

72．子ども会活動	
施策内容	子どもとふれあいながら健全活動を担うリーダーの養成を図るため、岩舟町子ども会連絡協議会を中心に各種講習会を開催しリーダー養成を図ります。
区 分	継続
所管課等	社会教育課、中央公民館

73．スポーツ施設利用の促進	
施策内容	学校週5日制の定着に伴い、子どもの居場所づくりの観点から、スポーツ施設の無料開放を推進します。
区 分	継続
所管課等	社会教育課

74．スポーツ教室、スポーツ大会の開催	
施策内容	気軽にスポーツに親しみ、健康・体力の向上が図れるよう、スポーツ教室、スポーツ大会、イベントを開催します。
区 分	継続
所管課等	社会教育課

75．健全育成指導（再掲）	
施策内容	平成 16（2004）年に住民主体により設立された「岩舟町青少年育成町民会議」と教育委員会事務局及び関連各課との協働により、子どもの健全育成、地域における様々な子どもの活動に対する指導者の育成などの事業展開を図ります。
区 分	新規
所管課等	社会教育課、中央公民館

世代間交流の推進

76．世代間交流・ボランティア活動	
施策内容	「総合的な学習の時間」などにおいて、高齢者はじめ地域の人びととの交流を推進します。また、交流を日常的に行えるようなシステムづくりを検討します。
区 分	継続
所管課等	学校教育課

77．幼児や高齢者とのふれあい	
施策内容	ふれあい交流会、老人クラブとの奉仕作業、運動会への招待など、幼稚園及び保育所・保育園の幼児や地域の高齢者とふれあう体験活動を行います。
区 分	継続
所管課等	保育所

78．世代間交流の場の設定	
施策内容	地域ごとに、世代間の交流、子育て中の同世代が交流できる機会を設けます。そのため、地元の地区社協部会の活動を活発化するとともに、事業に対し、行政や民間ボランティアの協働により指導者の派遣や活動支援ができる体制づくりを検討します。
区 分	継続
所管課等	社会教育課

79．おとなと一緒に参加できる催し物の充実	
施策内容	グラウンドゴルフなど、おとなと子どもがいっしょに参加できる催し物を充実します。
区 分	拡充
所管課等	社会教育課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な子育て環境づくり

小さな子どもをつれての外出で困ることは、子どもを遊ばせる場所がなかったり、親子のトイレ利用に対し配慮されていない等があげられます。

だれもが利用しやすい環境づくりを推進するため、公共施設等のバリアフリー化の推進や子どもの遊び場の設置など、安心して利用できる子育て支援設備の充実が必要です。

また、子どもやすべての人が安全に歩行できるよう、歩きやすい道や通学路等の安全性、利便性を確保するため、主要道路における車道と歩道の分離、通学路における危険箇所の解消などを進めることが必要となります。

安全な道路環境のために、通学路や歩道の整備を行い、子どもやベビーカーを利用している親が安心して通行できるよう、道路交通環境の整備に努めます。

公園・遊び場等の充実

80. 児童館の設置	
施策内容	情報交換や育児サークルの活動の場として、児童館の設置を検討します。
区分	新規
所管課等	保険児童課

81. 図書館、スポーツ施設の整備推進	
施策内容	図書館、スポーツ施設の整備を推進するとともに、児童が自発的に参加できる公民館行事や地域行事を開催します。
区分	継続
所管課等	社会教育課、中央公民館

82. 子ども向けの公園・緑地	
施策内容	子どもが遊べる公園としては、すべり台などの遊具のある「小山公園」、「ふれあい公園」、「農村公園」、土地区画整理事業により整備された街区公園のほか、自治会等が設置する「ちびっ子広場」などがあります。今後も引き続き、住民により身近な公園・緑地の計画的な整備を図ります。また公園・緑地の整備や維持・管理においては、町民、企業及び行政の協働によるみどりのまちづくりを推進します。
区分	継続
所管課等	建設課、経済課、健康福祉課、社会教育課、総務課

道路の整備

83．道路の整備	
施策内容	通学時に危険な交差点に信号や歩道橋を設置するとともに、子どもやベビーカーでも安心して通行できる、安全でゆとりのある道路の整備を推進します。
区分	継続
所管課等	建設課

バリアフリー環境の充実

84．施設のバリアフリー化の推進	
施策内容	子ども連れやベビーカーでも利用しやすい施設の改善・整備を推進します。
区分	継続
所管課等	関係各課

85．情報提供、啓発	
施策内容	多くの人が利用する施設が建設される場合には、授乳施設の整備等、子育てにやさしい施設となるよう、正確な情報提供と啓発を推進します。
区分	継続
所管課等	関係各課



基本目標5 仕事と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての生活を両立するためには、男性も女性も働き方の見直しを行い、バランスの取れたライフスタイルを可能にすることが重要です。

そこで、すべての労働者が、仕事と生活のバランスの取れた雇用環境の実現を目指す「働き方の見直し」を推進し、事業主に対しても環境変化への理解を求めるための情報提供や意識啓発を推進することが必要です。

仕事と生活の調和がとれ、子育ての負担が軽減されるよう、働き方の見直し等の情報提供を行なうとともに、働く女性への働き方の支援に努めます。

また、多様な子育て支援や雇用環境の整備など、働きたい人が仕事と生活を両立させ、それぞれの能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めるとともに、いままでの職場中心の生活から、家庭、職場、地域の調和のとれた生活へ転換する意識や環境づくりが求められています。

男性の子育て参加を推進するための学習機会の充実、働く女性の健康管理や仕事と子育ての両立ができるよう環境整備や情報提供に努めます。

意識啓発の推進

86．父親の子育て参加に対する支援	
施策内容	乳幼児健診時に父親の育児態度に母親が満足しているか(母親の満足度)をチェックし、その結果に応じて母親への助言を行います。今後、父親への指導を推進します。
区分	継続
所管課等	健康福祉課

87．家族のふれあい・助け合い	
施策内容	男性も女性も、家族の構成員がそれぞれ家事や育児などの役割と責任を分担し合い、支え合うことができるよう、講演会や広報紙等による啓発を行います。また、家族で参加できる育児・介護・料理・園芸等の教室や、イベントやレクリエーションなど家族のふれあいの機会を設けます。
区分	拡充
所管課等	社会教育課、保険児童課、健康福祉課

各種制度の普及・啓発

88．事業所内保育施設の設置	
施策内容	促進事業主に「(財)21世紀職業財団」の「事業所内託児施設助成金」の制度について情報提供するとともに、事業所内保育施設の設置促進に努めるよう啓発します。保育従事者の研修の情報提供に努めます。
区分	継続
所管課等	経済課

89．育児休業制度の普及・啓発	
施策内容	事業主に対し、育児休業制度の普及を目指し、広報等で啓発を行います。出産・育児を行う親に対し、育児休業がとりやすい環境の整備・意識の啓発を行います。
区分	継続
所管課等	経済課

90．就業環境の整備	
施策内容	働きながら子育てをすることが過度の負担とならないよう、労働時間短縮の推進及びフレックスタイム制の普及に向けて、事業主をはじめ広く町民に啓発します。
区分	継続
所管課等	経済課

91．再雇用・再就職の支援	
施策内容	県や関係機関との連携のもとに、出産・育児等により退職した女性の再就職の促進を図ります。
区分	継続
所管課等	経済課

基本目標6 子ども等の安全の確保

(1) 子どもの安全の確保

子どもが交通事故に遭うことなく、安心して安全に活動できる社会が求められています。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化と交通事故防止活動や地域住民の交通安全に対する意識の向上が求められます。

交通安全教室の開催や子ども110番、子ども安全パトロールなど、交通安全の周知・啓発と犯罪等の被害を未然に防ぐため、子どもの安全確保に努めます。

さらに、地域の安全対策として防犯灯の新設・修繕等、安全で安心なまちづくりのため活動を行っています。地域住民の安全のため、防犯体制の充実を図る必要があります。

交通安全活動の推進

92. 交通安全教育	
施策内容	幼児・児童とその保護者に対する交通ルールとマナーの実践指導を行います。
区分	継続
所管課等	総務課

防犯活動等の推進

93. 子どもの安全の確保	
施策内容	登下校時をはじめ、子どもを犯罪から守るため、子どもたちに防犯ベルを配布します。また「こどもの家 110 番」プレート、さらに「こども安全パトロール」の腕章の配布を希望者に随時続けて行きます。その他に、防犯ベストやたすき等の物品も、栃木地区防犯協会の協力を得ながら配布していきます。また、青色回転灯を搭載した公用車で通学路の巡回等を行い、さらなる犯罪の抑止力にしていきます。
区分	継続
所管課等	学校教育課

94. 安全安心のまちづくり	
施策内容	防犯灯設置・維持管理補助事業の継続や地域安全運動の積極的な推進など、安全安心のまちづくりを進めます。また、防犯パトロール車による巡回広報を行います。
区分	継続
所管課等	総務課

95．安心安全情報ネットワーク	
施策内容	警察及び学校と連携し、子どもの安全に係る情報をはじめ、身近な犯罪にかかわる情報をインターネットを利用して配信し、情報を共有することで、地域の防犯力の向上を図ります。
区分	継続
所管課等	企画課

96．広報啓発活動及び校外指導の充実	
施策内容	少年の犯罪を防止し健全育成を図るため、PTAなどの関係機関との協働により、広報啓発活動を充実するとともに、夏季休業中や夜間などの校外指導の充実を図ります。
区分	継続
所管課等	学校教育課、社会教育課、中央公民館、総務課

97．防災体制の充実	
施策内容	避難訓練や総合防災訓練を実施するとともに、非常時に備え備蓄をすすめ、災害に強い街づくりと災害発生時における住民の安全確保に努めます。
区分	継続
所管課等	総務課



基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

(1) きめ細やかな取り組みの推進

子どもに対する児童虐待では、核家族化や地域の人たちとの交流がないことによる親の孤立化など、虐待に至るまでの要因は様々ですが、親の育児力の低下が背景にあることがうかがえます。

子どもへの虐待を防止するため、発生予防から早期発見、早期対応が図れるよう、児童相談所等の関係機関と連携した防止体制の整備・充実に努めるとともに、地域における相談体制の充実や情報提供の充実、さらには地域での見守り活動の充実が重要になると思われます。

子どもの権利・人権を尊重し、社会的養護体制の整備や里親などの家庭的養護への取り組みに努めます。

また、ひとり親家庭の増加がみられる中、母子家庭においては、子育てをする上で就業支援、養育費の確保及び経済的支援等、福祉サービスを充実するとともに、総合的な対策を適切に実施していくことが重要です。母子家庭の自立を支援するため、生活や就職など総合的な相談体制の充実および情報提供の充実に努めます。

児童虐待防止対策の充実

98. 地域、学校、保護者の連携強化	
施策内容	子どもの周りに起きている問題を早期に発見、対応し解決するために、地域、学校、家庭等関係する機関が各々の立場できちんと状況を把握し、情報を共有するなど連携を強化します。各々の立場で参加可能な児童相談所による研修会等実施します。
区分	拡充
所管課等	学校教育課、保険児童課、健康福祉課

99. 要保護児童対策地域協議会	
施策内容	児童虐待が発生した場合、また虐待が発生する可能性のある状態を把握した場合や様々な支援を必要とする児童等に対して、保育所、小・中学校、教育委員会、民生児童委員、県南健康福祉センター、児童相談所等により連絡調整会議を開催し、情報の共有、具体的な処遇についての検討を行っています。今後は虐待の未然防止や支援を必要とする児童と家庭への対応をより一層強化するため、「要保護児童対策地域協議会」との連携を密にし、児童健全育成に努めます。
区分	拡充
所管課等	保険児童課

ひとり親家庭等への支援の充実

100．児童扶養手当	
施策内容	母子・父子世帯に対し、生活の安定と自立の促進に寄与するため手当を支給します。
区 分	拡充
所管課等	保険児童課

101．遺児手当	
施策内容	父母の一方又は両方が死亡した遺児に対し、遺児手当を支給します。
区 分	継続
所管課等	保険児童課

102．ひとり親家庭医療費助成事業	
施策内容	ひとり親家庭の親と子に対して、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を助成します。
区 分	継続
所管課等	保険児童課

103．要保護準要保護児童生徒援助費補助金	
施策内容	保護世帯及びそれに準じる世帯の児童生徒に対して、給食費、学用品費等の費用を補助します。
区 分	継続
所管課等	学校教育課

特別な支援を必要とする児童への施策の充実

104．障害の早期発見・療育体制の強化	
施策内容	障害の早期発見・早期療育体制の充実を図るため、二次健診体制を充実させ、専門職による発達相談を実施します。また、保育所、幼稚園をはじめ、保健・教育部門の連携を強化し、就学前から就学後も一貫して相談できる体制の整備を進めます。
区分	拡充
所管課等	健康福祉課

105．障害児保育（特別保育事業）	
施策内容	心身の発達の遅れや障害等のある児童と障害のない児童が、遊びなどの多様な体験を通じてともに成長することができるよう、障害児保育を推進します。また、そのための専任保育士の配置を進めます。
区分	継続
所管課等	保険児童課、保育所

106．特別支援	
施策内容	教育学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、不登校の問題などを含め、教育上の特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、幼稚園等との連携を図りながら推進します。
区分	拡充
所管課等	学校教育課

107．ことばの教室	
施策内容	ことばに遅れのある児童に対して、通級のかたちで、専門の教員が個別に指導を行います。また保護者等との相談も行います。
区分	継続
所管課等	学校教育課

108．日中一時支援事業	
施策内容	障害児の日中一時支援事業として、「もくせいの里」や「けやきの家」など、町で委託する事業所において継続的に事業を実施します。
区分	継続
所管課等	健康福祉課

109. 交流教育の充実	
施策内容	町外の学校へ通学している児童に対し、地域の中で積極的な交流を図るため、育成会や養護教諭等との交流を持ちながら事業の取り組みについて検討していきます。
区分	拡充
所管課等	社会教育課、中央公民館

110. 特別児童扶養手当	
施策内容	精神又は身体に障害を有する児童について、障害児の福祉の増進を図ることを目的とし、手当を支給します。
区分	継続
所管課等	保険児童課

111. 重度心身障害児(者)医療費の助成	
施策内容	重度心身障害児(者)の福祉を増進することを目的とし、医療費の一部を助成します。
区分	継続
所管課等	保険児童課



第5章 計画の推進体制

(1) 住民・ボランティア・団体・行政の連携

地域における子育て支援の取り組みは、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

そのため、住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 庁内推進体制の充実

保健、福祉、医療、教育、防災など多岐にわたる施策を効果的かつ着実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

(3) 当事者の参加促進

施策の内容や提供方法などについて、子どもや子育て家庭などのサービスを利用する側と提供する側との意見交換の場を設け、各種の施策やサービスを効果的に実行していきます。

(4) 国・県との連携

住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

(5) 進捗状況の把握

庁内の組織を活用して計画の進捗状況について各年度調査し、計画の着実な推進に努めます。

第6章 資料編

1. 岩舟町次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき、岩舟町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、岩舟町次世代育成支援対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長が付議する次世代育成支援対策行動計画について協議し、その結果を提言する。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(任期)

第6条 委員の任期は、次世代育成支援対策地域行動計画の策定が完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保険児童課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、行動計画の策定をもって、その効力を失う。

2. 岩舟町次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名	備 考
議会総務厚生常任委員会代表	戸 谷 勝 次	総務厚生常任委員長
民生委員児童委員協議会会長	栗 原 孝 宏	
民生委員主任児童委員	真 瀬 洋 子	
民生委員主任児童委員	金 澤 伸 子	
民生委員主任児童委員	牧 島 洋 子	
小中学校PTA代表	和 田 博 之	町PTA連合会会長
小中学校長代表	栃 木 伸 元	岩舟中学校長
保育所保護者代表	川 島 久 恵	町立保育所保護者連絡協議会副会長
幼稚園保護者代表	青 木 伸 幸	岩舟幼稚園保護者会長
幼稚園長代表	斉 藤 佳 子	しずわでら幼稚園長
子ども会育成会代表	真 瀬 孝	町子ども会育成会連絡協議会
心身障害児保護者代表	中新井とし子	町心身障害児者父母の会
母子保健推進員の会代表	坂 田 芳 枝	母子保健推進員の会長

：会長 ：副会長

3 . 岩舟町次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づき、市町村行動計画を策定するため、岩舟町次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 行動計画策定に関すること。
- (2) その他行動計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織し、委員長は、副町長をもって、副委員長は、保険児童課長の職にある者を充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に必要な関係者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(策定部会)

第6条 委員会に、策定部会を置く。

2 策定部会は、委員会の指示に基づき、行動計画に関する調査及び検討等を行い、その結果を委員会に報告する。

3 策定部会は、部会長及び策定部員をもって組織する。

4 策定部会長は、保険児童課長をもって充てる。

5 策定部員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 策定部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険児童課において処理する。

(補則)

第8条 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、行動計画の策定をもって、その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

(敬称略)

役職名	氏名	備考
副町長	-	委員長
総務課長	新井 博	
企画課長	熊倉 正志	
健康福祉課長	上岡 卓	
経済課長	小島 光男	
建設課長	船田 文雄	
学校教育課長	三柴 茂	
社会教育課長	大島 清	
保険児童課長	時田 正二	副委員長

別表第2(第6条関係)

(敬称略)

役職名	氏名	備考
総務課担当長	瀬下 昌宏	
企画課担当長	飯島 正則	
健康福祉課担当長	寺内 国雄	
経済課担当長	堀江 克実	
建設課担当長	水落 恒夫	
学校教育課担当長	岩崎 充	
社会教育課担当長	縫田 靖夫	
中央公民館長	江田 和夫	
静和保育所長	小笠原 好子	
岩舟保育所長	臼井 いつ子	
小野寺北保育所長	篠崎 慶子	

4 . 計画策定の経過

年 月 日	議 事 ・ 内 容 等
平成20年12月17日～ 平成21年1月9日	ニーズ調査（就学前児童、小学生） 1,620件（就学前児童：788件、小学生：832件）
平成21年 1月22日～2月3日	ニーズ調査（中学生、妊婦） 244件（中学生：190件、妊婦：54件）
平成21年11月13日	第1回次世代育成支援対策行動計画策定委員会・策定部会合同会議 議題（1）今回の次世代育成支援対策行動計画作成について （2）次世代育成支援行動計画（後期行動計画）概要及び次世代育成支援に関するニーズ調査結果の概要について （3）今後の予定について
平成21年11月27日	第1回次世代育成支援対策推進協議会 議題（1）次世代育成支援対策行動計画について （2）今後の予定について
平成21年12月11日	第2回次世代育成支援対策行動計画策定部会 議題（1）次世代育成支援対策行動計画個別事業の検討について （2）今後の予定について
平成22年1月20日	第2回次世代育成支援対策行動計画策定委員会 議題（1）次世代育成支援対策行動計画（素案）について （2）今後の予定について
平成22年1月29日	第2回次世代育成支援対策推進協議会 議題（1）次世代育成支援対策行動計画（案）について （2）今後の予定について
平成22年 2月3日～2月23日	岩舟町次世代育成支援行動計画（案）の公表 ・パブリック・コメント（意見・提案）募集の実施
平成22年3月9日	第3回次世代育成支援対策推進協議会 議題（1）次世代育成支援対策行動計画（案）について （2）今後の予定について

岩舟町次世代育成支援行動計画

(平成 22 年度 ~ 平成 26 年度)

作成 平成 22 年 3 月

発行 岩舟町 保険児童課

〒329-4392

栃木県下都賀郡岩舟町大字静 5132-2

電話 0282-55-7762
